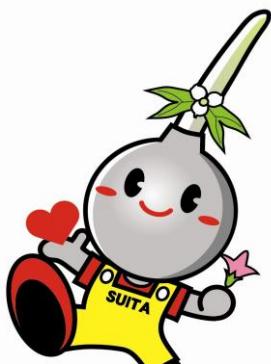


障がい者（児）福祉のてびき

<共に生きる社会をめざして>



吹田市のイメージキャラクター
すいたん

令和5年度（2023年度）版

吹 田 市



この冊子を御利用の方へ

この冊子は、令和5年4月1日現在で編集しており、その後、内容が変わることがあります。また、内容の一部について、簡潔に表現しているところがありますので、詳しくは担当の窓口までお問い合わせください。

なお、冊子では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と表記しています。

もくじ

制度対象者一覧表	1~6
身体障がい者手帳について	7
療育手帳について	8

1 相談機関等

(1) 吹田市障がい福祉室	9
(2) 障がい者相談支援センター	9~11
(3) 吹田市立こども発達支援センター	11
(4) 吹田市保健所	11
(5) 大阪府障がい者自立相談支援センター（身体障がい者支援課）	11
(6) 大阪府障がい者自立相談支援センター（知的障がい者支援課）	12
(7) 大阪府吹田子ども家庭センター	12
(8) 吹田市教育委員会学校教育室	12
(9) すいた障がい者就業・生活支援センター	12
(10) OSAKAしごとフィールド	12
(11) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 大阪障害者職業センター	12
(12) ハローワーク淀川（淀川公共職業安定所）専門援助第一部門	12
(13) 視覚障がい者リハビリテーション	12~13
(14) 関係機関	13

2 医療

(1) 重度障がい者（児）医療費助成制度	14
(2) 自立支援医療（更生医療）	14
(3) 自立支援医療（育成医療）	14
(4) 特定医療費（指定難病）助成	14
(5) 小児慢性特定疾病医療費助成	15
(6) 障がい者（児）歯科診療	15
(7) 障がい者歯科健康診査	15
(8) 障がい者（児）のお口のケアとリハビリテーション	16
(9) 吹田市要介護者（児）訪問歯科健康診査	16
(10) 重度障がい者訪問診査	16
(11) 後期高齢者医療制度の被保険者の認定	16

3 給付等

(1) 補装具費の支給	17
(2) 重度身体障がい者（児）等日常生活用具の給付	18~22
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	22~23
(4) 難聴児補聴器購入等助成券等の交付	23
(5) 福祉電話の貸与	23
(6) 車椅子の貸出し	23

4 介 護

(1) 手話通訳者派遣	24
(2) 要約筆記者派遣	24
(3) 入院時コミュニケーション支援	24
(4) 訪問入浴サービス	24
(5) 配食サービス	24
(6) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス	24

5 手当・年金等

(1) 吹田市障がい者福祉年金	25
(2) 特別児童扶養手当	25
(3) 児童扶養手当	25
(4) 障がい児福祉手当	26
(5) 特別障がい者手当	26
(6) 難病患者等給付金	26
(7) 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金（在宅生活応援制度）	26
(8) 障がい基礎年金	27
(9) 障がい者（児）扶養共済	27
(10) 吹田市在日外国人重度障がい者給付金	28
(11) 大阪府重度障がい者特例支援給付金	28

6 助成・貸付

(1) 自動車改造費助成	29
(2) 自動車運転技能習得助成	29
(3) 重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成	29
(4) 生活福祉資金	29
(5) 福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成	29
(6) 身体障がい者手帳診断料の自己負担金助成	29
(7) 福祉タクシー利用券の交付	30
(8) タクシー料金の障がい者割引	31
(9) 福祉タクシー（リフト付きタクシー）	31
(10) 重度障がい者等住宅改造助成金	31
(11) 家具等転倒防止器具設置助成	31

7 減免・割引など

(1) 所得税等の所得控除額等	32～33
(2) 軽自動車税種別割の減免	33
(3) 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免	34
(4) 交通運賃の割引	35～36
(5) 有料道路通行料金の割引	37
(6) NHK放送受信料の減免	37

(7) 点字郵便物の無料扱い	38
(8) 吹田市民プールほか体育施設個人使用料の減免	38
(9) 青い鳥葉書の配布	38
(10) 携帯電話料金割引	38
(11) 万博公園の入園料・駐車場使用料の免除	39
(12) NTT104無料番号案内	39
(13) バリアフリー改修した住宅の固定資産税の減額	40
(14) 市営自転車駐車場の定期使用料の割引	40

8 文化・社会活動

(1) 点字版・声の市報すいたの発行	41
(2) 点字・録音図書・LLブックの貸出、デイジー図書再生機の貸出	41
(3) 対面朗読	41
(4) 図書の郵送貸出	41
(5) ボランティア活動	42
(6) 手話講習会	43
(7) 要約筆記者養成講座	43
(8) 点字講習会	43

9 その 他

(1) 福祉住宅の入居	44
(2) 駐車禁止除外指定車標章の交付	44
(3) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	45
(4) 吹田市安心サポート収集	45
(5) 吹田市災害時要援護者支援制度	46
(6) 郵便等による不在者投票制度	46
(7) 聴覚や音声言語機能の障がいがある方向けの119番通報	47

別表 1 身体障害者障害程度等級表	48~51
別表 2 国民年金法施行令別表	52
別表 3 障害者総合支援法の対象疾病一覧	53~55
別表 4 点字図書館	56
別表 5 点字出版施設	56
別表 6 市内障がい者入所施設	56
別表 7 市内計画相談支援事業所	57~58
別表 8 市内障がい児福祉施設	59~64
別表 9 市内通所系サービス事業所	65~69
別表 10 市内訪問系サービス事業所	70~75
介護保険と障がい者福祉施策	76~77

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	制度名称 等級・程度	医 療												後期高齢者医療制度 の被保険者の認定
		医療費	重度	自立	自立	特指	小児	障がい者	障がい者	訪問	吹田市要介護者	重度障がい者		
		障助成	度障	更生支医援	育成支医援	定難病	慢性医療	(児)歯科診療	(児)歯科健康診査	歯科健	介護者(児)	訪問診査		
		14	14	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16	16
身体障がい	視覚障がい	1	○	○				○	○					○
		2	○	○				○	○					○
		3	(注1)	○				○	○					○
		4	(注1)	○				○	○					
		5	(注1)	○				○						
		6	(注1)	○				○						
身体障がい	の聴覚または平衡機能	2	○	○				○	○					○
		3	(注1)	○				○	○					○
		4	(注1)	○				○	○					
		5	(注1)	○				○						
		6	(注1)	○				○						
	聴覚・言語 の障がい	3	(注1)	○				○	○					○
身体障がい者手帳	(上肢下肢自由)	1	○	○				○	○					○
		2	○	○				○	○					○
		3	(注1)	○				○	○					○
		4	(注1)	○				○	○					○
		5	(注1)	○				○						
		6	(注1)	○				○						
(心臓じんぞう内部障がい等)	1	○	○					○	○					○
	2	○	○					○	○					○
	3	(注1)	○					○	○					○
	4	(注1)	○					○	○					
(療育手帳)	知的障がい	A	○					○	○					○
		B 1	(注1)					○	○					
		B 2						○	○					
難病		(注2)			○	○								

(注1) 身体障がい者手帳と療育手帳（B 1）を併せ持つ方が対象になります。

(注2) 障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に該当する方が対象になります。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	制度名称 支給額 等級・程度	給付等						介護					
		補装具費の支給	重度身体障がい用具者の(児)給付等	日常生活特用具の病児付童	日小児慢性特定疾の病児付童	等難助聴成児券補等の器交購付入	福祉電話の貸与	車椅子の貸出し	要手約話筆通記訳者者派	ケ入院シヨン支援二	訪問入浴サービス	配食サービス	障がい福祉サービス
	17	18~22	22~23	23	23	23	24	24	24	24	24	24	障害者総合支援法に基づく
身体障がい	視覚障がい	○	○			○			○	○	○	○	○
	2	○	○			○			○	○	○	○	○
	3	○	○						○				○
	4	○	○						○				○
	5	○	○						○				○
	6	○	○						○				○
身体障がい	の聴覚または平衡機能	○	○			○			○	○	○	○	○
	3	○	○						○	○			○
	4	○	○						○	○			○
	5	○	○						○	○			○
	6	○	○						○	○			○
	能の障がい(音声・言語)	○	○						○				○
(身体障がい者手帳)	肢(上肢下肢自由)	○	○			○			○	○	○	○	○
	2	○	○			○			○	○	○	○	○
	3	○	○						○				○
	4	○	○						○				○
	5	○	○						○				○
	6	○	○						○				○
(心臓じんぞう内部障がい)	1	○	○			○			○	○	○	○	○
	2	○				○			○	○	○	○	○
	3	○	○						○				○
	4	○	○						○				○
(療育手帳)	A		○						○		○	○	○
	B 1								○				○
	B 2								○				○
難病		○	○	(注1)					○				○

(注1) 小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けている在宅の方

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障 が い 種 別	制 度 名 称 頁 等 級 ・ 程 度	手 当 ・ 年 金 等										
		吹 田 市 障 が い 者 福 祉 年 金	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	障 が い 児 福 祉 手 当	特 別 障 が い 者 手 当	難 病 患 者 等 給 付 金	在 大 阪 介 府 護 重 支 度 援 障 給 付 い 金 者	障 が い 基 礎 年 金	障 が い 者 (児) 扶 養 共 済	重 吹 度 障 が い 者 扶 養 外 日 在 國 外 付 付 國 人	特 例 大 阪 府 支 援 重 度 障 が い 金 者
		25	25	25	26	26	26	26	27	27	28	28
身体 障 が い	視 覚 障 が い	1	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		2	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		3	○	○						○		
		4	○									
		5	○									
		6	○									
身体 障 が い	聴 覚 障 が い ま た は 平 衡 機 能	2	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		3	○	○						○		
		4	○									
		5	○									
		6	○									
		7	○	○						○		
身体 障 が い 一 身 体 障 が い 者 手 帳	肢 (上 下 不 自 由 體 幹)	1	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		2	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		3	○	○						○		
		4	○	○								
		5	○									
		6	○									
(療 育 手 帳)	(心 内 じ ん 臓 障 が い 等)	1	○	(注1)	○	(注1)			(注2)		○	○
		2	○	(注1)	○	(注1)			(注2)		○	○
		3	○	(注1)						○		
		4	○	(注1)								
(療 育 手 帳)	知 的 障 が い	A	○	○	○	(注1)			(注2)		○	○
		B 1	○	○						○		
		B 2	○	(注1)						○		
難 病			(注1)				○					

(注1) 診断書の提出により認定の可否を判定します。

(注2) 身体障がい者手帳と療育手帳を併せ持つ方が対象になります。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	制度名称 規則等級・程度	文化・社会活動						その他の制度						
		市点字版の発行の	貸点字・デイジタル図書・再生機の貸出の	対面朗読	図書の郵送貸出	ボランティア活動	養成講習会・字要講約習筆会記	福祉住宅の入居	標駐車章禁止の除外指定付車	駐大阪府画障利が用い証者制度用	吹田市安心サポート収集	要支援護者市支援制度	吹田市支災害時	郵送等による不在者投票制度
		41	41	41	41	42	43	44	44	45	45	46	46	47
身体障がい	視覚障がい	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		3	○	○				○	○	○		○	○	
		4	○	○				○	○	○		○		
		5	○	○				○				○		
		6	○	○				○				○		
身体障がい（聴覚または平衡機能）		2						○	○	○	○	○	○	○
		3						○	○	○		○		○
		4						○				○		○
		5						○		○		○		○
		6						○				○		○
	聴覚障がい（音声・言語）	3						○				○		○
身体障がい者手帳（上肢不自由）		4						○				○		○
		1				○		○	○	○	○	○	○	
		2			○			○	○	○	○	○	○	
		3						○	○	○		○		
		4						○	○	○		○		
		5						○		○		○		
		6						○		○		○		
身体障がい者手帳（心臓じんぞう内部障がい等）		1				○		○	○	○	○	○	○	
		2			○			○	○	○	○	○	○	
		3			○			○	○	○		○	○	
		4						○		○		○		
		A			○			○	○	○	○	○		
		B 1						○				○		
（療育手帳）		B 2						○				○		
	知的障がい	難病								○		○	○	

身体障がい者手帳について

■身体障がい者（児）とは

疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある方で、身体障がい者手帳（略称、身障手帳）を所持している方をいいます。

■障がいの種別

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能呼吸器機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

■身障手帳の障がいの程度

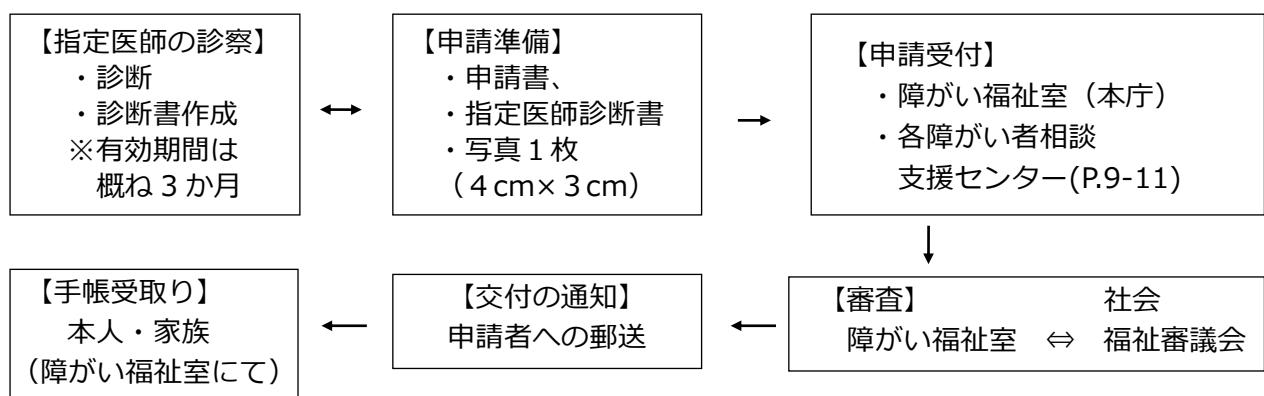
1級から6級までの区分があります。（数字が小さくなるほど重度となります。）

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、身体障がい者手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書・診断書用紙は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9-11)にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付



※申請後、交付まで約1か月かかります。

社会福祉審議会を経由する必要がある場合は、約2か月かかります。

※再認定により等級が下がる場合、早く申請されていても、再認定期の末頃に交付します。

必 要 な も の	
※いずれの手続きでも、マイナンバーカード又は番号確認書類と、 身元確認書類が必要になります。	
新規交付	交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm）
障がい程度変更等	再交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm） 身障手帳
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（身障手帳）
居住地・氏名変更	変更届、身障手帳
返還	返還届、身障手帳

療育手帳について

■知的障がい者（児）とは

知的障害者福祉法には定義づけられていませんが、発育期間中から続く知的発育の緩慢的な状態にあり、社会適応障がいを伴う方で、子ども家庭センター又は障がい者自立相談支援センターで知的障がいと判定された方をいいます。

■障がいの程度

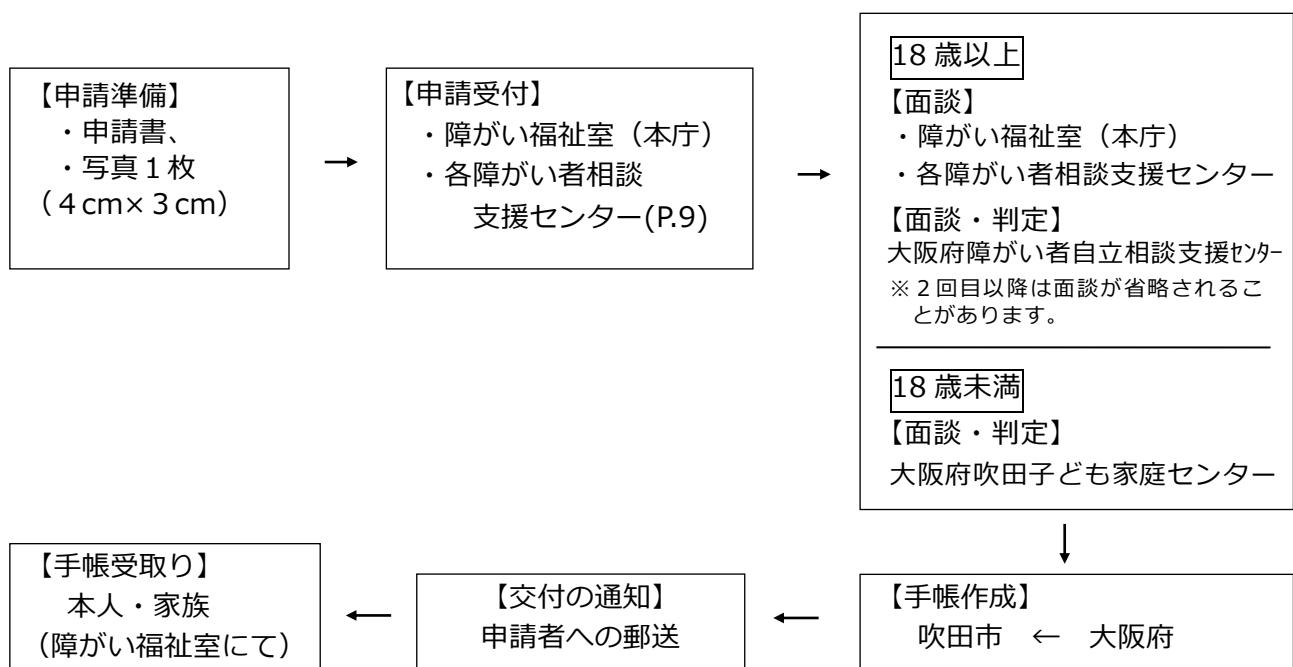
重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の区分があります。

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、療育手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

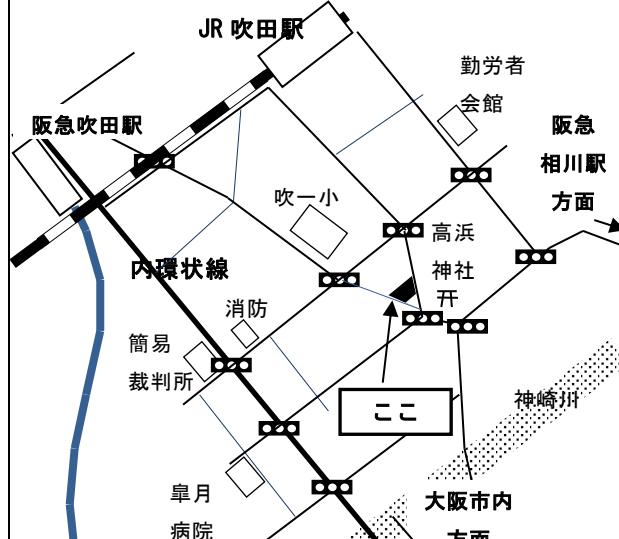
※申請書は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター（P.9）にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付



		必 要 な も の
新規交付		交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
更新	新	更新申請書、写真（縦4cm×横3cm）、療育手帳 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
手帳紛失・破損		再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（療育手帳）
居住地・氏名変更		記載事項変更届出書、療育手帳
返還	還	返還届出書、療育手帳

1 相談機関等

	所在地・電話番号	内 容
(1) 障がい福祉室	<p>〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40 電 話 6384-1231(代表) F A X 6385-1031</p> <p>障がい福祉室 ・身体・療育・精神保健福祉手帳の交付・医療・手当について → 6384-1347(直通)</p> <p>(基幹相談支援センター 虐待防止センター → 6384-1348(直通) 6384-1349(")</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉室 障がい者(児)に関する社会福祉事務、相談、援護等を行っています。 ・基幹相談支援センター 地域の相談機関と連携し、連絡調整を行いながら相談支援体制の整備を進めます。 ・虐待防止センター 福祉サービスの利用や成年後見、障がい者虐待、障がい者差別について相談に応じ、関係機関と連携し対応します。
(2) 障がい者相談支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの利用や障がい者(児)に関する相談。 ・障がい者手帳や補装具、日常生活用具等の障がい福祉制度のうち次の業務の申請受付。
※ 申請受付業務		
<p>身体・療育・精神の3障がい手帳の申請(一部の種類の申請は障がい福祉室のみ) 自立支援医療(精神通院のみ)、補装具、日常生活用具、有料道路割引(証明書を後日郵送) 難病給付金、タクシー利用券、NHK減免、診断料助成、重度障がい者医療更新</p>		
■ JR以南地域 <p>内本町障がい者相談支援センター</p> <p>〒564-0032 吹田市内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内 電 話 06-6319-9832 F A X 06-6319-9833</p> <p>(担当地域) 目塙町、元町、南清和園町、南高浜町、平松町、吹東町、寿町、昭和町、南正雀、川園町、幸町、朝日町、高城町、高浜町、中の島町、西御旅町、内本町、未広町、清和園町、東御旅町、日の出町、川岸町</p> 		

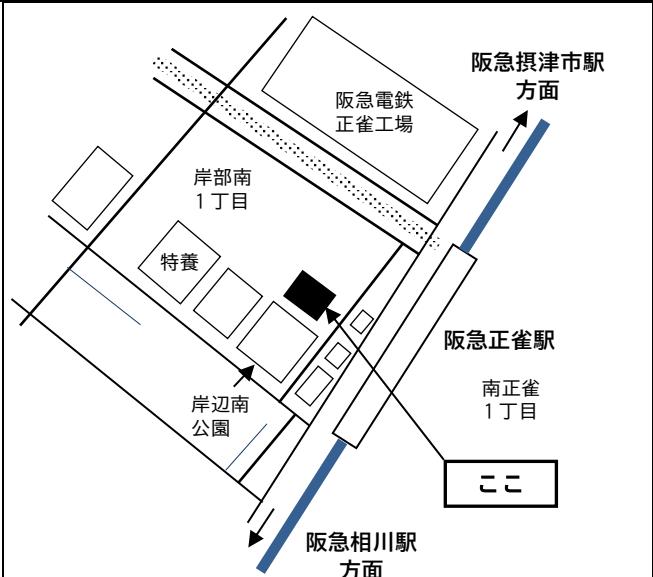
■片山・岸部地域

片山・岸部障がい者相談支援センター

〒564-0011 吹田市岸部南 1-4-8
岸部市民センター 1F
電話 06-6310-1672
FAX 06-6310-1673

(担当地域)

片山町、出口町、山手町、上山手町、原町、天道町、朝日が丘町、藤が丘町、岸部北、岸部南、岸部中、岸部新町、芝田町



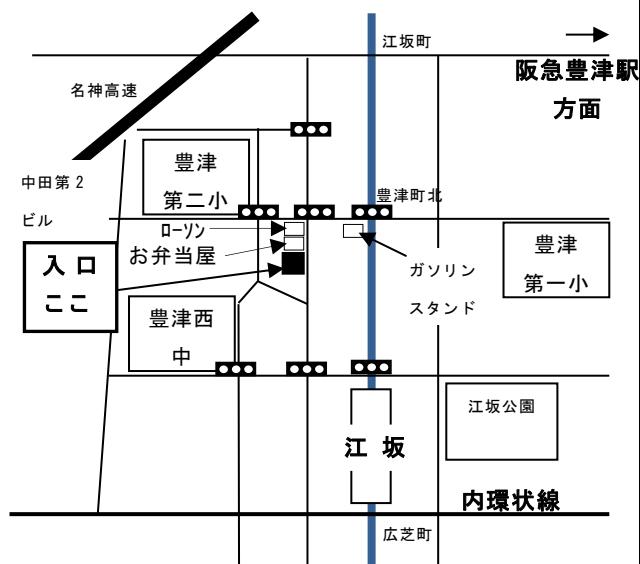
■豊津・江坂・南吹田地域

豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター

〒564-0051 吹田市豊津町 2-1
電話 06-6386-3700
FAX 06-6386-3701

(担当地域)

泉町、西の庄町、穂波町、南吹田、金田町、南金田、垂水町、豊津町、芳野町、広芝町、江の木町、江坂町 1 ~ 4 丁目



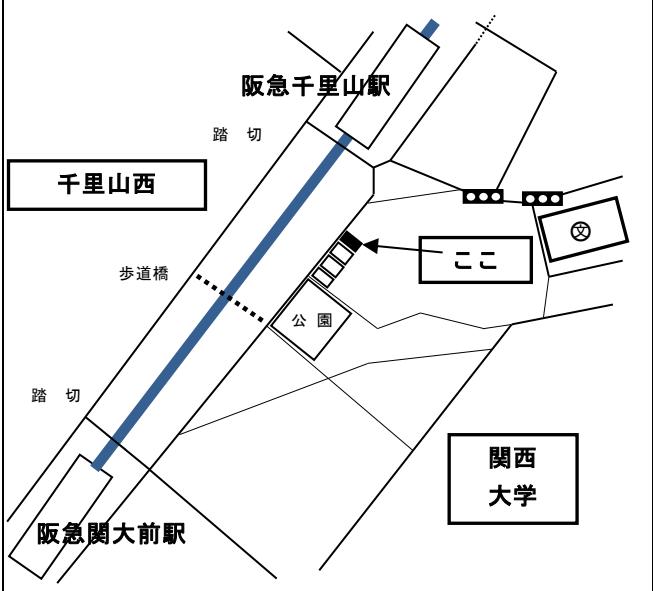
■千里山・佐井寺地域

千里山・佐井寺障がい者相談支援センター

〒565-0842 吹田市千里山東 2-20-4
電話 06-6170-1785
FAX 06-6170-1786

(担当地域)

千里山西、千里山竹園、千里山高塚、千里山月が丘、千里山松が丘、千里山霧が丘、千里山星が丘、千里山虹が丘、千里山東、佐井寺、佐井寺南が丘、竹谷町、春日、円山町、江坂町 5 丁目



■山田・千里丘地域

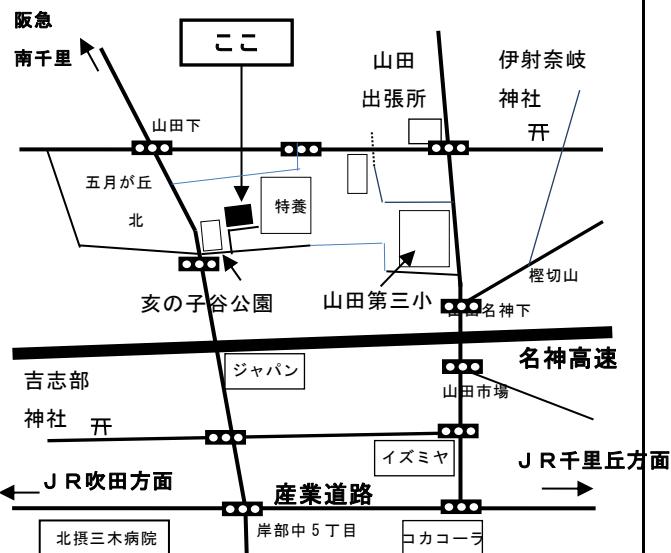
亥の子谷障がい者相談支援センター

〒565-0824 吹田市山田西 1-26-20
亥の子谷コミュニティセンター内

電 話 06-6170-5136
FAX 06-6170-3939

(担当地域)

青葉丘、櫻切山、五月が丘、清水、尺谷、新芦屋、千里丘、長野、山田市場、山田北、山田西、山田東、山田南



■千里ニュータウン地域

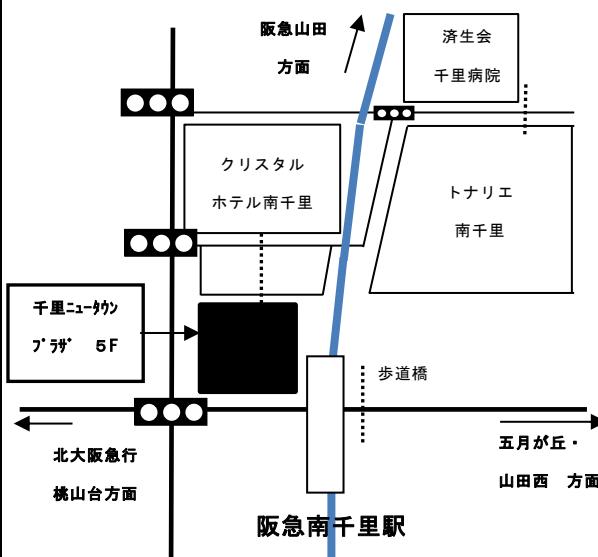
千里ニュータウン障がい者相談支援センター

〒565-0862 吹田市津雲台 1-2-1
千里ニュータウンプラザ 5 F

電 話 06-6873-8850
FAX 06-6873-8860

(担当地域)

青山台、藤白台、上山田、千里万博公園、
山田丘、津雲台、高野台、古江台、竹見
台、佐竹台、桃山台



所在地・電話番号	内 容
(3) 吹田市立こども 発達支援センター 地域支援センター	〒564-0082 吹田市片山町2-11-40 電 話 6339-6103 F A X 6387-5734 18歳までの児童に対する発達や療育に関する相談等を行っています。
(4) 吹田市保健所 地域保健課	〒564-0072 吹田市出口町19-3 電 話 6339-2227 F A X 6339-2058 精神疾患、指定難病の相談を行っています。 また、指定難病の医療費助成を行っています。
(5) 大阪府障がい者 自立相談支援セ ンター (身体障がい者支援課)	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電 話 6692-5262 F A X 6692-5340 身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（P T）及び作業療法士（O T）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。

	所在地・電話番号	内 容
(6) 大阪府障がい者自立相談支援センター(知的障がい者支援課)	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電 話 6692-5263 FAX 6692-3981	知的障がい者の判定及び専門的相談・指導(知的障がい者更生相談所業務)を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。
(7) 大阪府吹田子ども家庭センター	〒564-0072 吹田市出口町19-3 電 話 6389-3526 FAX 6369-1736	療育手帳に係る判定業務(18歳未満)や障がい児に関する相談等を行っています。
(8) 吹田市教育委員会学校教育室	〒564-0027 吹田市朝日町3-415 (さんくす3番館4階) 電 話 6155-8192	障がいのある児童・生徒の就学相談をはじめ、特別支援教育に関する相談、助言等の業務を行っています。 ・支援学級：知的障がい、肢体不自由、難聴等、教育上特別な支援の必要な児童・生徒が対象。 ・難聴学級センター校 (吹田第二小学校・第六中学校) ・肢体不自由学級センター校 (高野台小学校)
(9) すいた障がい者就業・生活支援センター	〒564-0026 吹田市高浜町7-7 ふくふくサポートoffice 電 話 6317-3749 FAX 4867-3030	障がいのある方に対して、職業準備訓練から就職、職場定着に至るまでの相談・援助を行います。
(10) OSAKAしごとフィールド	〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3階 電 話 4794-9198 FAX 6232-8581	キャリアカウンセラーによる障がいの特性に合わせた就職活動のアドバイスや各種セミナーを開催しています。
(11) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 大阪障害者職業センター	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階 電 話 6261-7005 FAX 6261-7066	ハローワークや関係機関と連携して、障がいのある方に対して、就職や職場定着、職場復帰のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行っています。
(12) ハローワーク淀川(淀川公共職業安定所) 専門援助第1部門	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 電 話 6302-4771 (部門コード43#) FAX 6886-3868	障がい者(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等)の就職相談・紹介、職業訓練の申込み、仕事に関する情報提供を行っています。
(13) 視覚障がい者 リハビリテーション ・日本ライトハウス	〒538-0042 大阪市鶴見区今津中2-4-37 電 話 6961-5521 FAX 6961-6268	・自立訓練(機能訓練)・就労移行支援・就労定着支援：視覚障がい者が対象の歩行訓練、コミュニケーション訓練(点字・パソコン等)、日常動作訓練等。(通所・入所) ・生活介護：視覚障がい者を対象に生産活動(軽作業)や日中活動を提供。障害支援区分が3以上(50歳以上は2以上)。(通所) ・職業訓練：就職に向け主にパソコンの訓練を行っています。(通所) ・就労継続支援B型：軽作業を中心とした就労支援を行っています。

	所在地・電話番号	内 容
・(一財) 大阪府視覚障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電 話 6748-0615 FAX 6748-0616	視覚障がい者家庭訪問指導事業 視覚障がい者の自宅に指導員を派遣し、生活訓練（歩行・点字・パソコン・日常生活動作）、その他の相談・指導を行っています。
(14) 関 係 機 関 ・吹田市立総合福祉会館	〒564-0072 吹田市出口町19-2 電 話 6339-1201 FAX 6339-1202	
・吹田市社会福祉協議会	〒564-0072 吹田市出口町19-2 電 話 6339-1205 FAX 6170-5800	
・大阪府社会福祉協議会	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電 話 6191-3130 FAX 6191-5660	福祉サービス利用者の苦情相談を受け付けています。(月~金 10:00~16:00)
◎運営適正化委員会	電 話 6191-9500 FAX 6764-7811	判断能力が十分でない方の権利擁護に関する相談を受け付けています。(月~金 10:00~16:00)
◎地域福祉部 権利擁護推進室 「あいあいねっと」		
・大阪府こころの健康総合センター	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46 相談専用 6607-8814 電 話 6691-2811	
・日本年金機構 吹田年金事務所	〒564-8564 吹田市片山町2-1-18 電 話 6821-2401 FAX 6821-3838	
・(一財) 大阪府身体障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電 話 6748-0312 FAX 6748-0316	
・(福) 大阪障害者自立支援協会 大阪市事務所	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐4-4-1 大阪府ITステーション内 電 話 6776-1221 FAX 6776-1224	
・(公社) 大阪聴力障害者協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電 話 6748-0380 FAX 6748-0383	
・吹田税務署	〒564-8515 吹田市片山町3-16-22 電 話 6330-3911	

2 医 療

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 重度障がい者 医療費助成制度 窓口 …障がい福祉室	①身障手帳 1・2級を所持している方 ②療育手帳 A（判定書は重度）を所持している方 ③身障手帳 3～6級を所持しつつ療育手帳 B 1（判定書は中度）を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳 1級を所持している方 ⑤特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に該当する方 所得制限あり（本人）	健康保険加入者の医療費の自己負担分から、一部自己負担額を差し引いた額を助成します。 府内で受診する場合は、重度障がい者医療証を提示すると助成を受けられます。府外で受診する場合等は、医療機関で自己負担分を支払った後、手続きをしてください。 ・一部自己負担額について ① 1 医療機関・調剤薬局・訪問看護等あたり 上限 500 円／日 ② 1 か月あたりの負担限度額 3,000 円 ※ 3,000 円を超えた場合、自動償還制度あり。 府外診療分は別に申請が必要。 ・重度障がい者医療証の交付の必要書類 申請書、健康保険証、対象者①～⑤に該当することを証する書類、特定疾病療養受療証（人工透析の方）、所得証明書（転入者のみ） ・府外診療分等の償還払いの必要書類 申請書、認め印、健康保険証、医療機関等の領収書（原本）、銀行等の預金通帳、その他（治療用装具は医師意見書、装具装着証明書、加入保険者からの支給額決定通知書も必要。高額療養費や付加給付金の支給があった場合は支給決定通知書も必要。）
(2) 自立支援医療 (更生医療) 窓口 …障がい福祉室	18歳以上の身障手帳を所持している方	身体障がいの程度を軽くしたり、残された機能を回復するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、医療費を助成します。原則本人1割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額を設定。 ・必要書類 申請書、医師の意見書、医療費明細表、年金証書、健康保険証、身障手帳、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
(3) 自立支援医療 (育成医療) 窓口 …障がい福祉室	18歳未満の障がいのある児童	・必要書類 申請書、医師の意見書、健康保険証、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
(4) 特定医療費（指定難病）助成 窓口 …吹田市保健所 地域保健課 (電話 6339-2227) (FAX 6339-2058)	指定難病で認定基準を満たす方（対象：338 疾病）	指定難病の治療に関して医療費の公費負担制度があります。 ・詳しくは吹田市保健所地域保健課までお問い合わせください。

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(5) 小児慢性特定疾患 医療費助成 窓口 …母子保健課 (電話 7220-3796)	18歳未満の児童で厚生労働大臣が定める疾病(16疾患群に属する788疾患)で認定基準の状態に該当する方	小児慢性特定疾患の治療に関して医療費の公費負担制度があります。 ・詳しくは母子保健課までお問い合わせください。
(6) 障がい者(児)歯科 診療 窓口 …各医療機関	近隣の歯科診療所で受診が困難な障がい者(児)のために、次の医療機関では歯科診療を行っています。受診される場合は電話で直接予約してください。	
	病院名	所 在 地
	(一社) 大阪府歯科医師会 附属歯科診療所 障がい者歯科診療	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-3-27
	(一財) サンスター財団附属 千里歯科診療所	豊中市新千里東町1-1-3 SENRITOよみうり3F
	市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5-7
	高槻市立口腔保健センター	高槻市城東町5-1
	大阪大学歯学部附属病院 障害者歯科治療部	吹田市山田丘1-8
	(一財) 豊中市医療保健センター又は 庄内保健センター 障害者歯科診療	豊中市上野坂2-6-1 (医療保健センター) 豊中市島江町1-3-14 (庄内保健センター)
(7) 障がい者歯科健康 診査 (成人歯科健康診査) 窓口 …成人保健課 (電話 6339-1212) (FAX 6339-7075)	満15歳以上の障がい者 作業所・施設に通っていない等、歯科健康診査を 受ける機会がない方で 下記のいずれかに該当する方 ①身障手帳1～4級を 所持している方 ②療育手帳又は判定書 を所持している方 ③精神障がい者保健福祉手帳を所持してい る方	年度内に1回無料で、吹田市内の協力歯科医院において、 歯と歯ぐき等の健康診査や歯面清掃(歯こうの一部除去) を受けることができます。 ・65歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入している人は、 大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療歯科 健康診査を受診してください。 ・75歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入していない人 は、誕生月の前月に生活福祉室から送付される歯科健診 の受診券を持参し、受診してください。 ・受診方法については、成人保健課又は協力歯科医院へお 問い合わせください。

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(8) 障がい者(児)のお 口のケアとリハビ リテーション 窓口 …口腔ケアセンター (電話 6155-8020) (FAX 6873-3030)	口腔ケアセンターまで 来所可能な方	歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導、口腔機能訓練などを行います。日程については市報をご覧いただくな、口腔ケアセンターにお問い合わせください。予約が必要です。 (吹田市口腔ケアセンター) 所在地：吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ4F
(9) 吹田市要介護者 (児)訪問歯科健康 診査 窓口 …吹田市歯科医師会 (電話 6389-6881) (FAX 6389-3387)	要介護者・児で歯科医院への通院ができない方	年度内に1回無料で歯科医師、歯科衛生士が自宅まで訪問します。
(10) 重度障がい者訪問 診査 窓口 …障がい福祉室	重度肢体不自由者	肢体不自由のために寝たきりである在宅者に対し、指定医師を派遣して、身体障がい者手帳取得のための診断書作成を行います。 ・必要書類 申出書
(11) 後期高齢者医療 制度の被保険者 の認定 窓口 …国民健康保険課 (111番窓口) (電話 6384-1241) (FAX 6368-7347)	65歳から74歳の方で下記のいずれかに該当する方 ①国民年金法等における障害年金1・2級 ②身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級 ④療育手帳A	対象に該当する方は、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が認めた場合、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することができます。 医療費の自己負担額や保険料が変わります。 ・申請に必要なもの ・国民年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・個人番号（マイナンバー）に関する書類 ・詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。

3 給付等

制度名称	内 容									
(1) 補装具費の支給 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	<p>身体上の障がいを補い、日常生活又は職業生活を容易にするため、身体障がいの種類や障がいの程度に応じて補装具費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請が必要です。(すでに購入されたものは対象外です。) ・制度の優先順位 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車損害賠償責任保険②労災保険法③健康保険法④介護保険法⑤補装具 *労災や事故による受傷、治療用装具、介護保険対象用具の場合、各保険が優先されます。 *義肢、装具、義眼は、初回作製の場合、原則医療保険での作製となります。 ・主な補装具 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡、補聴器（原則片耳のみ）、 重度障がい者用意思伝達装置、※歩行補助つえ（T字状・棒状を除く）、 義肢、装具、座位保持装置、※車椅子、※電動車椅子、※歩行器 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※印の付いている用具は、原則介護保険制度の優先利用となります。 ※40歳以上65歳未満の方でも介護保険の対象となる場合があります。(P.75)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担 <ul style="list-style-type: none"> *原則、基準額の1割負担。但し、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし。 *負担上限月額 37,200円。 *市民税所得割額が46万円を超える世帯は対象外。 ・必要書類等…申請書、見積書、医師の意見書、処方、市町村民税課税証明書、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類、身障手帳 <hr/> <p>※大阪府障がい者 自立相談支援センター 大阪市住吉区大領 3-2-36 (電話 6692-5262) (FAX 6692-5340)</p> <p>※吹田市立総合福祉 会館 出口町 19-2 (電話 6339-1201) (FAX 6339-1202)</p> <p>・補装具費支給申請手続の流れ</p> <pre> graph LR A[業者と相談 (見積書発行)] --> B[補装具費申請] B --> C[障がい福祉室] C --> D[補装具費 支給券交付] D --> E[補装具業者] F[大阪府] <--> C F -- (判定依頼) --> C </pre> <p>直接判定：一部の補装具は大阪府担当者の面接による判定があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施場所</th> <th>受付実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎週火曜日</td> <td>大阪府障がい者自立相談支援センター</td> <td>14:00~15:30</td> </tr> <tr> <td>奇数月</td> <td>吹田市立総合福祉会館</td> <td>14:00~16:00</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	実施場所	受付実施時間	毎週火曜日	大阪府障がい者自立相談支援センター	14:00~15:30	奇数月	吹田市立総合福祉会館	14:00~16:00
実施日	実施場所	受付実施時間								
毎週火曜日	大阪府障がい者自立相談支援センター	14:00~15:30								
奇数月	吹田市立総合福祉会館	14:00~16:00								

制度名称	内 容
(2) 重度身体障がい者(児)等日常生活用具の給付 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	<p>在宅で日常生活に支障のある重度障がい者や難病患者等の方に対して、日常生活を容易にするため、福祉用具等を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請が必要です。(すでに購入されたものは対象外です。) ・ストーマ装具及び紙おむつ給付（上半期4~9月分・下半期10~3月分）の更新申請は、上半期は2月中旬、下半期は8月中旬から受付を開始します。 ・入院・入所中は給付できない種目もありますので、御相談ください。 <p>*原則1割負担。但し、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし。</p> <p>*負担上限月額　・4,000円 　　・24,000円（ストーマ用具・紙おむつの更新による6か月分）</p> <p>※点字図書は元となる図書の額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類等 <p>申請書、見積書、意見書、身障手帳・療育手帳又は精神保健福祉手帳、（市町村民税課税（非課税）証明書）〔※購入種目・対象者によって必要書類が変わります。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付申請手続の流れ <pre> 業者と相談 (見積書発行) → 日常生活用具 給付申請 → 障がい福祉室 → 給付券の交付 → 業者 </pre> <p>※印の付いている用具は、原則介護保険制度の優先利用となります。 ※40歳以上65歳未満の方でも介護保険の対象となる場合があります。(P.76)</p>

日常 生 活 用 具 の 種 目						
	種 目 (耐用年数)	限度額 (円)	対 象 者	手 帳	意 見 書	備 考
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	※特殊寝台 (8年)	154,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上
	※特殊マット (5年)	19,600	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3歳以上 学齢未満
	※体圧分散型 特殊マット (5年)	90,000	知的障がいの程度がAと記載されている方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3歳以上 65歳未満
	※特殊尿器 (5年)	67,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方 難病患者で自力で排尿できない方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上
	入浴用担架 (5年)	82,400	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>		
	※移動用リフト (4年)	159,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3歳以上
	※体位変換器 (5年)	15,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上

日 常 生 活 用 具 の 種 目

種 目 (耐用年数)	限度額 (円)	対 象 者	手 帳	意 見 書	備 考
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具					
訓練用椅子 (5年)	33,100	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>		3歳以上 18歳未満
※訓練用ベッド (8年)	159,200	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上
※入浴補助用具 (8年)	90,000	下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で入浴に介助を要する方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3歳以上 入浴マットは 介護保険制度 の給付なし
※便器 (8年)	9,850	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で常時介助を要する方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上
歩行補助杖 (T字 状・棒状) (3年)	3,150	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方	<input type="radio"/>		
※移動・移乗支援用 具 (8年)	60,000	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で下肢機能に障がいのある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3歳以上
頭部保護帽 (3年)	15,656	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 知的障がいの程度がAの方 精神障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>		
自 立 生 活 支 援 用 具					
特殊便器 (8年)	151,200	上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方 難病患者で上肢機能に障がいのある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学齢以上 ※体幹障がいは 上肢含まない
火災警報器 (8年)	15,500	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に 属し、次のいずれかに該当する方 身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	65歳未満
自動消火器 (8年)	28,700	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に 属し、次のいずれかに該当する方 身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方 難病患者で、火災の発生を感じし、もしくは火災 等から避難することが著しく困難な難病患者のみ の世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	65歳未満
電磁調理器 (6年)	41,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方	<input type="radio"/>		18歳以上 65歳未満
歩行時間延長信号機用 小型送信機 (10年)	7,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>		
視覚障がい者用音声ICタ グレコーダー (6年)	59,800				学齢以上
聴覚障がい者用屋内信号 装置 (10年)	87,400	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 に属する方で、聴覚に係る障がいの程度が2級 の方	<input type="radio"/>		
サウンドマスター (10年)	36,100				18歳以上
聴覚障がい者用目覚時計 (10年)	15,300				

日常生活用具の種目					
	種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書
	聴覚障がい者用屋内信号灯（10年）	17,800	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、聴覚に係る障がいの程度が2級の方	○	18歳以上
在宅療養等支援用具	透析液加温器（5年）	51,500	じん臓に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○	3歳以上
	ネブライザー（5年）	36,000	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○	
	電気式たん吸引器（5年）	56,400	体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方	○	
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器（5年）	80,000	難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	ネブライザー、電気式たん吸引器と両用器との併用不可。
	酸素ポンベ運搬車（10年）	17,000	医療保険の適用を受け、在宅酸素療法を行う方	○	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（5年）	157,500	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○	
			難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	
	自家発電機・外部バッテリー（5年）	100,000	ネブライザー、電気式たん吸引器又は動脈血中酸素飽和度測定器を必要とし、次のいずれかに該当する方		
			呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級	○	電気式たん吸引器等の器具と同時に申請する場合、又は給付を受けた器具を使用する場合、意見書の省略可。
			体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級	○	
			難病患者で呼吸器機能に障がいがある	○	
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用体温計（5年）	9,000	医療保険の適用を受け、在宅酸素療法又は人工呼吸療法を行っている方	○	
	視覚障がい者用体重計（5年）	18,000		○	学齢以上
	視覚障がい者用血圧計（5年）	16,800	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	
	視覚障がい者用温湿度計（5年）	4,000		○	18歳以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（5年）	98,800	音声又は言語機能に障がいのある方	○	
			肢体不自由であって発声又は発語に著しい障がいのある方	○	学齢以上
	情報通信支援用具（6年）	100,000	上肢又は視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	
	点字器 ・標準型（7年） ・携帯用（5年）	標準型 10,712 携帯用 7,416	視覚に係る障がいのある方	○	
	点字ディスプレイ（6年）	383,500	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	学齢以上

日常生活用具の種目					
	種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター (5年)	63,100	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="checkbox"/>	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー ^(6年)	録音・再生 89,800 再生 48,000			
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 ^(6年)	115,000			
	視覚障がい者用時計 ^(10年)	触読式 10,300 音声式 13,300			
	地デジ対応ラジオ ^(6年)	29,000			
	視覚障がい者用読書器 ^(8年)	198,000			
	ファックス ^(5年)	35,000			
	視覚・聴覚障がい者用ファックス ^(5年)	60,000			
	聴覚障がい者用情報受信装置 ^(6年)	88,900			
	人工咽頭 ・笛式 ^(4年) ・電動式 ^(5年)	笛式 5,150 電動式 72,203			
排泄管理支援用具	点字図書	購入に要する費用の見積相当額	視覚に係る障がいのある方	<input type="checkbox"/>	年度あたり6タイトルかつ24巻を限度とする。
	ストーマ装具	1か月 消化器系 8,858 尿路系 11,639	ストーマ(永久)を造設している方	<input type="checkbox"/>	

日 常 生 活 用 具 の 種 目					
種 目 (耐用年数)		限度額 (円)	対 象 者	手 帳	意 見 書
排泄管理支援用具	紙おむつ (サラシ・ガーゼ等衛生用品)	1か月 12,000	高度の排尿、排便機能障がいのある方	<input type="radio"/>	○ ～ 初 回 ～
			脳原性運動機能障がい（発生時期が3歳未満）かつ脳性麻痺等により意思表示困難な方	<input type="radio"/>	
取尿器 (1年)	男 7,931 女 8,755		高度の排尿機能障がいのある方	<input type="radio"/>	
住宅改修費	※居宅生活動作補助用具	200,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方。但し、特殊便器への取替えの場合は、上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>	給付は1回限り ・手すり ・床段差解消 ・滑り防止・移動の円滑化のため床、通路面の改修 ・引き戸、折れ戸 ・和便器から洋便器への取替え
			脳原性運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の程度が1級、2級又は3級の方	<input type="radio"/>	
			難病患者で下肢に障がいのある方	<input type="radio"/>	
緊急通報装置	89,250		独居世帯又はこれに準ずる世帯に属し、身障手帳の障がいの程度が1級又は2級の方	<input type="radio"/>	65歳未満
摘要					
<p>1 耐用年数とは、同一種目の給付から次の給付まで使用する期間をいい、原則として耐用年数内に同一種目の給付申請はできません。但し、事情により給付申請が可能な場合もありますので、御相談ください。</p> <p>2 「脳原性運動機能障がい」の場合は、表中の「上肢」、「下肢」又は「体幹機能障がい」に準じます。</p> <p>3 情報通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータやタブレット端末等周辺機器、アプリケーションソフトをいいます。</p> <p>4 難病患者の範囲は、別表3障害者総合支援法の対象疾病一覧を参照してください。</p>					

制 度 名 称	内 容																															
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病医療費助成に該当する在宅の方 ・必要書類 申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証、見積書、意見書、(市町村民税課税(非課税)証明書) *世帯の市町村民税課税状況に応じて自己負担あり。 *重度身体障がい者(児)等日常生活用具に該当する場合は、重度身体障がい者(児)等日常生活用具が優先。																															
窓口 …障がい福祉室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目・耐用年数</th> <th>限度額</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便 器 (8年)</td> <td>10,210円</td> <td>常時介護を要する方</td> </tr> <tr> <td>特殊マット (5年)</td> <td>21,170円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>特殊便器 (8年)</td> <td>163,300円</td> <td>上肢機能に障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台 (8年)</td> <td>166,320円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>歩行支援用具 (8年)</td> <td>64,800円</td> <td>下肢機能に障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>入浴補助用具 (8年)</td> <td>97,200円</td> <td>入浴に介助を要する方</td> </tr> <tr> <td>特殊尿器 (5年)</td> <td>72,360円</td> <td>自力で排尿できない方</td> </tr> <tr> <td>体位変換器 (5年)</td> <td>16,200円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>頭部保護帽 (3年)</td> <td>13,130円</td> <td>発作等により頻繁に転倒する方</td> </tr> </tbody> </table>	種目・耐用年数	限度額	対 象 者	便 器 (8年)	10,210円	常時介護を要する方	特殊マット (5年)	21,170円	寝たきりの状態にある方	特殊便器 (8年)	163,300円	上肢機能に障がいのある方	特殊寝台 (8年)	166,320円	寝たきりの状態にある方	歩行支援用具 (8年)	64,800円	下肢機能に障がいのある方	入浴補助用具 (8年)	97,200円	入浴に介助を要する方	特殊尿器 (5年)	72,360円	自力で排尿できない方	体位変換器 (5年)	16,200円	寝たきりの状態にある方	頭部保護帽 (3年)	13,130円	発作等により頻繁に転倒する方	
種目・耐用年数	限度額	対 象 者																														
便 器 (8年)	10,210円	常時介護を要する方																														
特殊マット (5年)	21,170円	寝たきりの状態にある方																														
特殊便器 (8年)	163,300円	上肢機能に障がいのある方																														
特殊寝台 (8年)	166,320円	寝たきりの状態にある方																														
歩行支援用具 (8年)	64,800円	下肢機能に障がいのある方																														
入浴補助用具 (8年)	97,200円	入浴に介助を要する方																														
特殊尿器 (5年)	72,360円	自力で排尿できない方																														
体位変換器 (5年)	16,200円	寝たきりの状態にある方																														
頭部保護帽 (3年)	13,130円	発作等により頻繁に転倒する方																														

種目・耐用年数	限度額	対象者
電気式たん吸引器 (5年)	60,910円	呼吸器機能に障がいのある方
ネブライザー (吸入器) (5年)	38,880円	呼吸器機能に障がいのある方
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) (5年)	170,100円	人工呼吸器の装置が必要な方
車いす (-)	76,030円	下肢機能に障がいのある方
クールベスト (-)	21,600円	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム (-)	年額 40,820円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けてがんや神経障がいを起こすことがある方
ストーマ装具 (消化器系) (-)	年額 111,460円	人工肛門を造設した方
ストーマ装具 (尿路系) (-)	年額 146,450円	人工膀胱を造設した方
人工鼻 (-)	年額 126,360円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方

制度名称	対象者	内容
(4) 難聴児補聴器 購入等助成券等 の交付 窓口 …障がい福祉室	・交付 18歳未満で、両耳それぞれの聴力レベルが30デシベル以上の身障手帳交付対象となるない方 ・修理 上記により補聴器購入助成を受けた方	軽度から中度（両耳の聴力レベルが各30デシベル以上70デシベル未満）の難聴児に対して、言語獲得及び生活適応を促進するため、補聴器の購入等を助成します。 *保護者が市内居住であること *市町村民税所得割が46万円以上の世帯は対象外 ・必要書類 申請書、認め印、見積書、医師の意見書 検査料の領収書、(市町村民税課税（非課税）証明書)
(5) 福祉電話の貸与 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、身体障がいの程度が1級又は2級の方	身体障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保のため貸与します。 電話（携帯電話を含む）をお持ちでない市町村民税均等割課税までの世帯に限ります。 ・必要書類等 申請書、認め印、身障手帳、(市町村民税課税（非課税）証明書)
(6) 車椅子の貸出し 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	市内在住者	車椅子が必要だが身障手帳申請中のため交付を受けられない方などで、一時的に車椅子を必要とする場合、原則として1か月の範囲内で貸出します。但し、入院・入所中は不可。また、介護保険対象者は介護保険制度をご利用ください。

4 介護

制度名称	対象者	内容
(1) 手話通訳者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ手話通訳を必要とするとき、必要に応じ手話通訳者を派遣し、手話通訳サービスを行っています。
(2) 要約筆記者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ要約筆記を必要とするとき、必要に応じ要約筆記者を派遣し、要約筆記通訳サービスを行っています。
(3) 入院時コミュニケーション支援 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	18歳以上で心身の障がいにより意思の伝達が困難であり、現に障がい福祉サービス等を利用している方	意思疎通が困難な障がい者が入院時（※）において、医療機関スタッフとの意思疎通が十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。 ※ 精神科への入院の場合は対象外となります。
(4) 訪問入浴サービス 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	65歳未満で家庭での入浴が困難な重度身体障がい者	身体上、建物の構造上等の理由により移送を行うことが困難な重度身体障がい者に対して家庭に移動入浴車が訪問し、浴そうを居室に搬入する入浴サービスを行っています。 ・必要書類 申請書、訪問入浴サービス事業主治医意見書 *市町村民税課税世帯に属する方については原則1割負担。ただし、月額負担上限額を設定。
(5) 配食サービス 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	65歳未満で重度身体障がい者又は重度知的障がい者で調理が困難な世帯に属する方	1週間に7食まで、対象者宅へ食事を届けます。 自己負担金 1食450円（食材料費相当額）
(6) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス 窓口 …・障がい福祉室 ・18歳未満で放課後デイ等通所 子育て政策室（211番窓口） ・障がい者相談 支援センター	身体障がい者（児） 知的障がい者（児） 精神障がい者（児） 難病患者	居宅において日常生活を営むことができるようホームヘルパーを利用して自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行ったり、自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行ったりと法に基づく障がい福祉サービスを行っています。 *市町村民税課税世帯に属する方については原則1割負担。ただし、月額負担上限額を設定。 *18歳未満で、放課後デイサービス等の児童通所施設を利用している方は、子育て政策室。 〔 子育て政策室 電話 6170-7224 FAX 6368-7349 〕

5 手当・年金等

制度名称	対象者	内容															
(1) 吹田市障がい者福祉年金 窓口 …障がい福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・成人（20歳以上） <ul style="list-style-type: none"> …身障手帳1～3級、療育手帳A・B1（判定書は重度・中度）、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ・児童（20歳未満） <ul style="list-style-type: none"> …身障手帳1～6級、療育手帳A・B1・B2（判定書は重度・中度・軽度）、精神障がい者保健福祉手帳1～3級を所持している方 <p>※吹田市住民基本台帳に1年以上記録されていること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>身体障がい</th> <th>知的障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>支給額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳以上</td> <td>1・2級 3級</td> <td>A（重度） B1（中度） 知能指数60以下</td> <td>1級</td> <td>32,400円 25,200円</td> </tr> <tr> <td>20歳未満</td> <td>1・2級 3・4級 5・6級</td> <td>A（重度） B1（中度） B2（軽度）</td> <td>1級 2級 3級</td> <td>44,400円 32,400円 25,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給は毎年9月と3月の2回に分けて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類 <p>申請書、認め印、銀行等の預金通帳（本人名義）、身障手帳、療育手帳（判定書）、精神障がい者保健福祉手帳（市町村民税課税（非課税）証明書）</p> ・受給資格 <p>市町村民税非課税の方（本人）</p> <p>※ 初回支払い時は、開始月から支給月分までの月割計算になります。</p>	年齢	身体障がい	知的障がい	精神障がい	支給額（年額）	20歳以上	1・2級 3級	A（重度） B1（中度） 知能指数60以下	1級	32,400円 25,200円	20歳未満	1・2級 3・4級 5・6級	A（重度） B1（中度） B2（軽度）	1級 2級 3級	44,400円 32,400円 25,200円
年齢	身体障がい	知的障がい	精神障がい	支給額（年額）													
20歳以上	1・2級 3級	A（重度） B1（中度） 知能指数60以下	1級	32,400円 25,200円													
20歳未満	1・2級 3・4級 5・6級	A（重度） B1（中度） B2（軽度）	1級 2級 3級	44,400円 32,400円 25,200円													
(2) 特別児童扶養手当 窓口 …障がい福祉室	<p>身障手帳1・2・3級と4級の一部、療育手帳のA・B1及び所定の診断書により法に定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方</p> <p>※療育手帳のB2を所持している方も、診断書により認定されることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手当額 <p>法別表1級該当 月額 53,700円 法別表2級該当 月額 35,760円</p> ・支給方法 <p>4月、8月、11月に銀行等の口座に振込</p> ・支給制限 <p>手当の請求者、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき。 児童が施設（通園施設を除く）に入所しているとき。 児童が法に定める公的年金を受給しているとき等。</p> ・必要書類 <p>認定請求書、所定の診断書（有効期間1か月・手帳所持者は省略できる場合もあります。）、戸籍謄本、請求者の銀行等の預金通帳、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類、（市民税課税証明書）</p> 															
(3) 児童扶養手当 窓口 …子育て給付課 (218番窓口) (電話 6384-1470) (FAX 6368-7349)	<p>ひとり親家庭の父・母又は養育者に支給。ひとり親家庭以外でも児童の父又は母が政令で定める程度の障がいを有するなどの理由で受給できる場合もあります。18歳の年度末までの児童が対象（児童に障がいがある場合は20歳未満まで受給できる場合もあります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手当額 <p>月額：1人目 44,140円 10,410～44,130円（一部支給の場合） 2人目 10,420円（全部） 5,210～10,410円（一部） 3人目以降 6,250円（全部） 3,130～6,240円（一部）</p> ・支給方法 奇数月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 ・必要書類 } 詳しくは子育て給付課まで 															

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(4) 障がい児福祉手当 窓口 …障がい福祉室	20歳未満の在宅生活者で、療育手帳Aの一部もしくは判定書の最重度の方、身障手帳1級か2級の一部の方、又は長期にわたる安静を必要とする症状による障がいの状態が上記と同程度以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 月額 15,220 円 ・支給方法 2月、5月、8月、11月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 受給者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき、又は施設に入所しているとき。 ・必要書類 認定請求書、所得状況届、所定の診断書（手帳の所持者は省略することができる場合もあります）、銀行等の預金通帳、市町村民税課税証明書、認め印、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
(5) 特別障がい者手当 窓口 …障がい福祉室	20歳以上の在宅生活者で、身体障がい、知的障がい又は精神障がい等心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（概ね身障手帳1級と2級の一部と同程度、もしくは療育手帳Aと同程度の障がいが重複、又はそれらと同等の疾患、精神障がい）の方	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 月額 27,980 円 ・支給方法 2月、5月、8月、11月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 受給者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき、施設に入所しているとき、又は3か月以上病院等（老健施設含む）に入院等しているとき。 ・必要書類 認定請求書、所得状況届、所定の診断書、年金証書、銀行等の預金通帳、市町村民税課税証明書、認め印、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
(6) 難病患者等給付金 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター 問合せ窓口 …障がい福祉室	9月1日に吹田市に居住し、対象となる疾病に罹患している方	<ul style="list-style-type: none"> ・給 付 額 年額 32,400 円 ・支給方法 9月中に申請し、12月中に銀行等の口座に振込 ・受給資格 住民税非課税の方（本人） 吹田市障がい者福祉年金の受給資格がない方 ・必要書類 申請書、難病の医療受給者証、銀行等の預金通帳（本人名義）、認め印、（市町村民税課税（非課税）証明書）
(7) 大阪府重度障がい 者在宅介護支援給 付金 (在宅生活応援制度) 窓口 …障がい福祉室	身障手帳1、2級と療育手帳A（判定書は重度）両方を所持している障がい者（児）と同居する介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 月額 10,000 円 ・支給方法 1月、4月、7月、10月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 施設又はグループホームに入所等しているとき。 特別障がい者手当を受給しているとき。 3か月を超えて病院に入院しているとき。 ・必要書類 申請書、身障手帳、療育手帳、銀行等の預金通帳（介護者名義）、認め印

制 度 名 称	対 象 者	内 容									
(8) 障がい基礎年金 窓口 …市民課国民年金担当 (233番窓口) (電話 6384-1209) (FAX 6368-7346) ※障がい厚生年金は年金事務所、障がい共済年金は共済組合まで。	国民年金の加入中に初診日がある病気やけがで、心身に障がいが生じ、国民年金法で定められている障がい等級の1級又は2級の状態になった場合に支給されます。(障がい等級は障がい者手帳の等級とは異なります。) 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がないこと又は被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済・免除期間があること、また初診日が65歳未満であることなどの条件があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・年金額(年額) <table> <tr> <td>1級 993,750円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)</td> <td>990,750円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)</td> </tr> <tr> <td>2級 795,000円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)</td> <td>792,600円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)</td> </tr> </table> ・子の加算 障がい基礎年金の受給権ができたとき、その人によって生計を維持されている18歳未満の子又は20歳未満で障がい等級1級、2級に該当する子がいるときは第1子・第2子に各228,700円、第3子以降の子にそれぞれ76,200円の加算があります。(障がい等級は障がい者手帳の等級とは異なります。) ・支給方法 2月、4月、6月、8月、10月、12月に支給 ・必要書類 診断書、病歴・就労状況等申立書、裁定請求書、戸籍謄本(加算対象者がいるとき)、銀行等の預金通帳、認め印など 	1級 993,750円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)	990,750円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)	2級 795,000円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)	792,600円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)					
1級 993,750円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)	990,750円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)										
2級 795,000円 (67歳以下 (S31.4.2以後生まれ) の方)	792,600円 (68歳以上 (S31.4.1以前生まれ) の方)										
(9) 障がい者(児)扶養共済 窓口 …障がい福祉室	身障手帳1~3級もしくは身体にそれと同程度の永続的な障がいがある身体障がい者(児)又は知的障がい者(児)の保護者であって、次の要件をみたしている方 • 大阪府内に住所があること • 65歳未満であること (4月1日現在) • 特別な病気や障がいがないこと ※1人の障がい者(児)について2口まで加入できます。	<p>障がい者(児)の将来に対する不安を軽くするため、保護者の方が死亡又は心身に著しい障がいを有することとなった場合、心身障がい者(児)に年金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金及び加算掛金 1か月分の掛金は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入時の年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満… 9,300円</td> <td>50~54歳… 18,800円</td> </tr> <tr> <td>35~39歳… 11,400円</td> <td>55~59歳… 20,700円</td> </tr> <tr> <td>40~44歳… 14,300円</td> <td>60~64歳… 23,300円</td> </tr> <tr> <td>45~49歳… 17,300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2口目の加算掛金(1か月分)も1口目と同額。 •年齢は、毎年4月1日における満年齢で計算します。 •掛金は、毎月末日までに納めていただきます。ただし、生活保護受給世帯は1口目の掛け金の全額、市町村民税非課税世帯は1口目の掛け金の半額、市町村民税所得割非課税世帯は1口目の掛け金の3割がそれぞれ免除されます。 •年金は毎月1口につき20,000円です。(2口 40,000円) •必要書類 加入等申込書、加入同意書、申込者告知書、身障手帳又は療育手帳(判定書)、申込者及び障がい者(児)の住民票、年金管理者指定届書等、認め印</p>	加入時の年齢	35歳未満… 9,300円	50~54歳… 18,800円	35~39歳… 11,400円	55~59歳… 20,700円	40~44歳… 14,300円	60~64歳… 23,300円	45~49歳… 17,300円	
加入時の年齢											
35歳未満… 9,300円	50~54歳… 18,800円										
35~39歳… 11,400円	55~59歳… 20,700円										
40~44歳… 14,300円	60~64歳… 23,300円										
45~49歳… 17,300円											

制度名称	対象者	内容
(10) 吹田市在日外国人 重度障がい者給付金 窓口	昭和57年1月1日前に 20歳に達していた外國人又は外国人であった方で、同日前に身体障がい者手帳1級もしくは2級又は療育手帳Aの交付を受け、障がい基礎年金等の受給資格のない方 …障がい福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額 月額 20,000円 ・支給方法 9月、3月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 生活保護の被保護者、公的年金の受給者 ・所得制限あり ・必要書類 申請書、身障手帳又は療育手帳、所得証明書、認め印、外国人登録原票記載事項証明書（帰化しているときは、住民票の写し及び戸籍抄本）
(11) 大阪府重度障がい者 特例支援給付金 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日前に 20歳に達していた外國人又は外国人であった方で、障がい基礎年金等の受給資格がなく、次のいずれかの要件を満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日前に 身体障がい者手帳1級 若しくは2級又は療育手帳Aの交付を受けた方 ・昭和57年1月1日以後 に身体障がい者手帳1級もしくは2級又は療育手帳Aの交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する方 ・精神保健福祉手帳1級の交付を受け、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が昭和57年1月1日前に属する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額 月額 20,000円 ・支給方法 4月、10月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 生活保護の被保護者、公的年金の受給者 ・所得制限あり ・必要書類 申請書、公的年金未受給状況等申立書、障がい者手帳、診断書、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、認め印

6 助成・貸付

制度名称	対象者	内容
(1) 自動車改造費助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持し道路交通法の規定により自動車を運転するについて必要な条件を付された方	身体障がい者が就労等のため新たに購入する自動車について、操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、その費用について100,000円を限度に助成します。 ・必要書類 申請書、免許証、見積書、車検証、認め印、身障手帳、銀行等の預金通帳 ・所得制限あり
(2) 自動車運転技能習得助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持している方 ※吹田市住民基本台帳に1年以上記録されていること。	身体障がい者が就労等のため普通自動車運転免許を取得した際に要する費用について45,000円を限度に助成します。 免許証交付日において市内に1年以上居住し、免許証交付後1年以内に申請が必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、認め印、身障手帳、銀行等の預金通帳
(3) 重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成 窓口 …障がい福祉室	1・2級の身体障がい者（児）又は重度知的障がい者（児）とともに住み、日常生活において常時介護している方 ※吹田市住民基本台帳に1年以上記録されていること。	重度身体・知的障がい者（児）の介護者が普通自動車運転免許を取得した際に要する費用について45,000円を限度に助成します。 免許証交付日において、障がい者（児）とともに市内に1年以上居住し、免許証交付後1年以内に申請が必要です。 なお、障がい者（児）又は同一住人の名義で、普通自動車を所有していることが必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、車検証、認め印、身障手帳または療育手帳、銀行等の預金通帳
(4) 生活福祉資金 窓口 …吹田市社会福祉協議会 (電話 6339-1205) (FAX 6170-5800)	障がい者手帳を所持している方の属する世帯（居住地と住民票が一致していること）	生業を営むための必要な経費・技能習得に必要な経費・住宅の補修等に必要な経費・福祉用具等の購入に必要な経費・障がい者用自動車の購入費などの貸付です。収入条件等、貸付の種類により条件がありますので、詳しくは左記へお問い合わせください。
(5) 福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	市町村民税が非課税の世帯に属する方等（生活保護世帯除く）	身体・知的障がい者が施設入所、短期入所、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、補装具費の申請に必要な健康診断書（または意見書）作成に要する診断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書（原本）、銀行等の預金通帳、認め印、市民税課税（非課税）証明書
(6) 身体障がい者手帳診断料の自己負担金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	市町村民税が非課税の世帯に属する方（生活保護世帯除く）	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の作成に要する診断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書（原本）、銀行等の預金通帳、認め印、市民税課税（非課税）証明書

制度名称	対象者	内容
(7) 福祉タクシー 利用券の交付 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター 問合せ窓口 …障がい福祉室	在宅の1・2級身体障がい 者(児)のうち、視覚・肢体 (上肢のみは除く)・内部 の障がい者(児)、在宅の重 度(A)知的障がい者(児)、 在宅の1級精神障がい者 (児)。 ※聴覚、平衡機能、音声機 能、そしゃく機能は対象外	吹田市と契約をしているタクシー会社のタクシー利用料金 の初乗運賃分(上限660円)の利用券を交付しています。 1回の乗車につき1枚の利用で、おつりは出ません。 ・所得制限あり。 ・交付枚数 年間48枚の利用券 ・必要書類 申請書、身障手帳、療育手帳(判定書)又は 精神障がい者保健福祉手帳、所得証明書 ・障がい・高齢・児童・更生施設等へ入所していないこと。 ・住民票と居所が吹田市にあること。

吹田市重度障がい者福祉タクシー利用券を使用できるタクシー(五十音順)

アース介護タクシー	介護支援タクシーはな	金剛自動車	ナショナルタクシー
アイ・アート・ドットコム	介護タクシーアトム	彩都介護・福祉タクシー優	なみはやオーシャン交通
アイエム	介護タクシー癒	榮交通	ニコニコタクシー
あいす介護タクシー	介護タクシーココ	さくら介護タクシー	錦夕クシ一
アイツダ福祉タクシー	介護タクシー心愛	さくら創建	西日本介護タクシー協同組合
あい福祉タクシー	介護タクシーさくらんぼ	さくらタクシー	西日本PAM
アオキ	介護タクシー松柏	ざこや	日進交通
あき介護タクシー	介護タクシースマイル千	SAT	日本交通
アクセル介護タクシー	介護タクシーたにやす	サンエス	日本城タクシー
あさがおケアサービス	介護タクシーちやーりー	39介護タクシー	日本タクシーハー
A S A H A	介護タクシーなかにし	珊瑚自動車	ハートフル・ケア
朝日自動車	介護タクシー88	珊瑚自動車	ハヤト通信商
芦本タクシー	介護タクシーひかり	G	ばらけあライフサービス
アスマ介護サービス	介護タクシーフレンドほたる	芝山タクシー大阪	原田タクシー
あだち福祉タクシー	介護タクシーヤドカリ	小豆島タクシー	阪急タクシー
あつぱる	介護タクシー和らぎ	自立生活センター・FREE	東大阪オーケー
アトス福祉・介護タクシー	介護タクシーよいな	新大阪タクシー	東淀川個人タクシー協会
アモール	介護タクシーリバ口	新金岡交通	ひかり交通
アルファアード	介護タクシーレインボー	新南都交通	日の丸ハイヤー
アロハ介護タクシー	介護タクシーれお	新日本タクシー城東	枚岡交通
イーグルタクシー	介護搬送響	真和自動車	ぶーぶー福祉タクシー
池田タクシー	介護福祉タクシーさくら	すいた介護タクシー	福祉タクシーシヨコラ
一猪山タクシーフ	カインドホームケア	吹田ジヤパン	福祉タクシー空
茨木高槻交通	輝ホールディングス	水鉄タクシー	福祉タクシーデイ・ライン
イレブン交通	狩野観光	ステアーケータクシー	福祉タクシーマドカ
イング福祉タクシー	雅夢	す・まいる・す介護タクシー	福祉タクシーミソラ
INFINITY JAPAN	河野タクシー	スマイルタクシー	福祉タクシーゆたか
Viva介護タクシー	関西オート	世界産業	フジ富士交通
ワコ	関西介護タクシーネットワーク	全大阪個人タクシー協会	フツツト
えさか介護タクシー	関西中央第一	せんりんり	北摂交通
S S K 交通	関西ユアライフサポート	千里丘タクシー	MAEDA TAXI
エスティエス株式会社	岸和田交通	千里個人タクシー組合	松原交通
かなで~る介護タクシー	協親交通	楚第一交通	マツヤ福祉タクシー
エバナース	京都タクシー	大商交通	三日月タクシー
エフエー	近畿ケア輸送協会	大夕ク	都島自動車
MLS介護タクシー	グッドスマイル	大都交通	都島自動車商会
大阪エムケイ	久保田タクシー	大桐自動車	大バス太平タクシー
大阪ケアタクシー協会	クリード・ジャパン	大丸タクシー	625タクシー
大阪軽福祉輸送サービス運営協議会	ケアア21	ダイヤ交通大阪	森本介護タクシード
大阪合同交通	ケアサービスいろは	タクシーナン	ヤマフジケア
大阪山陽タクシー	ケアタクシーエンジョイライフ	タクシーナ	優光タクシード
大阪神鉄豊中タクシー	ケアアタクシード	タクシーナ	与島タクシード
大阪相互タクシー	ケアアフリード	タクシーナ	ライフ・ナビ・サポート"ケーティー"
大阪第一交通	ケアライフさくらづか	知念介護タクシー	ライフケア・サポートサブ
大阪ハイヤータクシー協会	K2JAPAN	TTケアタクシー	レインボーヘルパーステーション
大阪阪神タクシー	K2JAPANwest	てらす介護タクシー	YK介護タクシード
大阪府乗用自動車協会	介護タクシーエマ	東亜交通	WAKKA
オービー	国際興業大阪	東京・日本交通	ワンコイン堺
おさんぽ介護タクシー	個人タクシー互助協同組合	東宝タクシー	ワンコインドーム
オリーブキャブ大阪	コスモスタクシー	トモエタクシー	ワンコイン南花田
オレンジキャブ大阪	駒姫タクシー	ドリーム&トラストジャパン	ワンコイン八尾

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(8) タクシー料金の障がい者割引	身障手帳又は療育手帳の交付を受けた方が、タクシーを利用されるときに、身障手帳又は療育手帳を提示すれば、タクシー料金（メーター金額）が1割引となります。 詳しくは、下記にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪タクシー協会 電話 6125-5400 ・全大阪個人タクシー協会 電話 6772-6271 ・大阪府乗用自動車協会 電話 6394-3866 ・大阪府ハイヤータクシー協会 電話 6908-9000 ・大阪クラウン無線ハイタク協会 電話 6705-4039 ・日進交通㈱ 電話 6791-7422
(9) 福祉タクシー(リフト付きタクシー) 窓口 …大阪福祉タクシー総合配車センター(電話 6268-2945)(FAX 6268-2946)	車椅子やストレッチャーに乗ったまま移動できるリフト付きタクシー等があります。配車センターが各タクシー会社へ配車依頼を行い、決定したタクシー会社・車両番号等を利用者に電話連絡いたします。 大半の運転手は、ヘルパーやケア輸送士の有資格者です。 身体障がい者や知的障がい者、高齢者（65歳以上）に対する割引制度があります。 利用料金等については、事前にセンターへお問い合わせください。	
(10) 重度障がい者等住宅改造助成金 窓口 …障がい福祉室	在宅で次の障がいがある方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳が1・2級 または 下肢・体幹が3級 ・重度の知的障がい 	障がい者の心身の状況により必要と認められる便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等の改造をする場合に助成金（最高500,000円）を交付します。事前の相談が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限あり
(11) 家具等転倒防止器具設置助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター 高齢福祉室 (118番窓口) (電話 6384-1360) (FAX 6368-7348)	市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯で、次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者のみの世帯 ・重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯 ※重度障がい者とは、在宅の身障手帳1・2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者。	震災時のタンスや食器棚など家具の転倒による人的被害を軽減するため、家具転倒防止器具を自力で取り付けできない高齢者・障がい者に、設置費用（取付け料）として5,000円を限度に助成し、市が指定した業者が取付けを行います。 生活保護受給世帯については、指定業者の器具代（上限5,000円）も助成します。 ※65歳以上の高齢者のみで構成され、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者を含む世帯の申請窓口は、高齢福祉室になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類 申請書、承諾書、見積書、家主承諾書、認め印 市民税課税（非課税）証明書

7 減免・割引など

制度名称	対象者	内容
(1) 所得税等の所得控除額等 窓口 ・所得税・相続税 贈与税 …吹田税務署 〒564-8515 吹田市片山町 3-16-22 (電話 6330-3911) ・個人事業税 …三島府税事務所 〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43 (電話 072-627-1121) (FAX 072-627-1327) ・住民税 …市役所市民税課 (202番窓口) (電話 6384-1248) (FAX 6368-7344)	身体障がい者手帳、療育手帳（判定書）及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者が、次表の税について所得控除等が受けられます。	
所得税	種類	内 容
	障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい3～6級、知的障がい中度、軽度、精神障がい2・3級の場合）	所得控除 27万円
	特別障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい1・2級、知的障がい重度、精神障がい1級の場合）	所得控除 40万円
	同居特別障がい者に係る障がい者控除（同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で本人等と同居している場合）	所得控除 75万円
	小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額
	心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く。）を受けた場合	非課税
住民税	障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 26万円
	特別障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 30万円
	同居特別障がい者に係る障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 53万円
	小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額
	前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税
	前年の合計所得金額が135万円を超える145万円までの障がい者	所得割の1/2を減額
個人事業税	前年の合計所得金額が145万円を超える160万円までの障がい者	所得割の1/4を減額
	両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の視覚障がいのある者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	課税対象外

		相 続 税	障がい者控除（日本国内に住所があり、かつ法定相続人である障がい者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合）	85歳までの年数に10万円（特別障がい者は20万円）を乗じた額を控除																																							
		贈 与 税	心身障がい者扶養共済制度により支給される給付金を受ける権利を相続や贈与で取得した場合	非課税（贈与税についても非課税）																																							
		贈 与 税	特定障がい者扶養信託契約に基づく、特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったとき、 ・特定障がい者が特別障がい者の場合 信託受益権の価額のうち6,000万円まで ・特定障がい者が特別障がい者以外の場合 信託受益権の価額のうち3,000万円まで ※特定障がい者とは、①特別障がい者及び②障がい者のうち精神に障がいのある方をいいます。	非課税																																							
(2) 軽自動車税 種別割の減免	次の障がいに該当する方で、障がい者本人又はその同一生計のご家族が所有・運転される車両について、軽自動車税種別割が減免されます。減免の対象となる自動車は、普通自動車を含め、1人の障がい者について1台に限ります。 ※ 18歳以上の【】内の障がいについては、車の所有者および運転者が障がい者本人でなければ適用されません。																																										
窓口 …市役所税制課 (201番窓口)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの区分</th> <th>障がいの級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～6級【5、6級】</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2級～4級、6級【6級】</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3級、5級【5級】</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級～6級【4級～6級】</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～6級【4級～6級】</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級【5級】</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)</td> <td>1級～6級【5、6級】</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)</td> <td>1級～6級【5、6級】</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td> <td>1、3、4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td> <td>1、3、4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td> <td>1、3、4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>ぼうこうまたは直腸の機能障がい</td> <td>1、3、4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>小腸の機能障がい</td> <td>1、3、4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>1級～4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>音声・言語またはそしゃく機能障がい</td> <td>3、4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1級～4級【4級】</td> </tr> <tr> <td>知的障がい</td> <td>A、B1、B2</td> </tr> <tr> <td>精神障がい</td> <td>1級の手帳を所持し、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方</td> </tr> </tbody> </table>					障がいの区分	障がいの級別	視覚障がい	1級～6級【5、6級】	聴覚障がい	2級～4級、6級【6級】	平衡機能障がい	3級、5級【5級】	上肢不自由	1級～6級【4級～6級】	下肢不自由	1級～6級【4級～6級】	体幹不自由	1級～3級、5級【5級】	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～6級【5、6級】	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級【5、6級】	心臓機能障がい	1、3、4級【4級】	じん臓機能障がい	1、3、4級【4級】	呼吸器機能障がい	1、3、4級【4級】	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1、3、4級【4級】	小腸の機能障がい	1、3、4級【4級】	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級【4級】	音声・言語またはそしゃく機能障がい	3、4級	肝臓機能障がい	1級～4級【4級】	知的障がい	A、B1、B2	精神障がい	1級の手帳を所持し、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方
障がいの区分	障がいの級別																																										
視覚障がい	1級～6級【5、6級】																																										
聴覚障がい	2級～4級、6級【6級】																																										
平衡機能障がい	3級、5級【5級】																																										
上肢不自由	1級～6級【4級～6級】																																										
下肢不自由	1級～6級【4級～6級】																																										
体幹不自由	1級～3級、5級【5級】																																										
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～6級【5、6級】																																										
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級【5、6級】																																										
心臓機能障がい	1、3、4級【4級】																																										
じん臓機能障がい	1、3、4級【4級】																																										
呼吸器機能障がい	1、3、4級【4級】																																										
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1、3、4級【4級】																																										
小腸の機能障がい	1、3、4級【4級】																																										
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級【4級】																																										
音声・言語またはそしゃく機能障がい	3、4級																																										
肝臓機能障がい	1級～4級【4級】																																										
知的障がい	A、B1、B2																																										
精神障がい	1級の手帳を所持し、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方																																										
※軽四輪の他、原動機付自転車やバイク等の車種も対象となります。																																											
※自家用のものに限ります（事業用は適用外です）。																																											
※減免の対象となる場合は、原則、全額免除となります。																																											
※減免の判定は、対象年度の4月1日を基準とします。																																											
※詳しくは、税制課までお問い合わせください。 (電話 6384-1244) (FAX 6368-7344)																																											

制度名称	内 容																																																																						
(3) 自動車税種別割 及び 自動車税環境性能割 の減免	次の表の身体障がい者等に対しては、自動車税種別割及び自動車税環境性能割が 1台に限り減免されます。																																																																						
窓口																																																																							
<p>・既に自動車を所有している場合の自動車税種別割の減免 …三島府税事務所 〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43 (電話 072-627-1121) (FAX 072-627-1327)</p> <p>・新たに自動車を取得する場合の自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免 (※大阪ナンバー) …大阪自動車税 事務所寝屋川分室 〒572-0846 寝屋川市高宮栄町 13-2 (電話 072-823-1801) (FAX 072-820-1143)</p> <p>※なにわナンバーの方は、なにわ分室へ。 ※和泉・堺ナンバーの方は和泉分室へ。 ※自動車登録に関する相談は大阪運輸支局へ。</p> <p>・自動車税コールセンター (電話 0570-020156) (IP等でつながらない場合 6776-7021)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">身体障がい者等</th> </tr> <tr> <th>所有者</th> <th>運転者</th> <th>18歳以上の 軽度の身体 障がい者</th> <th>18歳未満の 身体障がい 者、18歳以 上の軽度以 外の身体障 がい者</th> <th>療育手帳 等の交付 を受けて いる方</th> <th>精神障がい者 保健福祉手帳 1級で自立支 援医療受給者 証の交付を受 けている方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人</td> <td>本人</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>身体障がい者等の 家族</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障がい 者等の家族</td> <td>本人</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>身体障がい者等の 家族</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>・○印は自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を示します。 ・自家用自動車（白ナンバー）に限ります。 ・構造変更の有無は問いません。 ・減免額など詳しくは、各窓口へお問い合わせください。</p> <p>(参考) 障がいの程度 (身体障がい者手帳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽度以外の障がい (重度の障がい)</th> <th>軽度の障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～3級</td> <td>4級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級</td> <td>5級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級～3級</td> <td>4級～6級</td> </tr> <tr> <td>脳原性運動機能障がい</td> <td>1級～4級</td> <td>5級・6級</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～4級</td> <td>5級・6級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2級～4級</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3級</td> <td>5級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい</td> <td>1級～3級</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>音声・言語、そしゃく機能の障がい</td> <td>3級・4級</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			身体障がい者等				所有者	運転者	18歳以上の 軽度の身体 障がい者	18歳未満の 身体障がい 者、18歳以 上の軽度以 外の身体障 がい者	療育手帳 等の交付 を受けて いる方	精神障がい者 保健福祉手帳 1級で自立支 援医療受給者 証の交付を受 けている方	本人	本人	○	○	○	○	身体障がい者等の 家族	-	○	○	○	身体障がい 者等の家族	本人	-	○	○	○	身体障がい者等の 家族	-	○	○	○	区分	軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい	下肢不自由	1級～3級	4級～6級	体幹不自由	1級～3級	5級	上肢不自由	1級～3級	4級～6級	脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級	視覚障がい	1級～4級	5級・6級	聴覚障がい	2級～4級	6級	平衡機能障がい	3級	5級	心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい	1級～3級	4級	音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級・4級	-						
		身体障がい者等																																																																					
所有者	運転者	18歳以上の 軽度の身体 障がい者	18歳未満の 身体障がい 者、18歳以 上の軽度以 外の身体障 がい者	療育手帳 等の交付 を受けて いる方	精神障がい者 保健福祉手帳 1級で自立支 援医療受給者 証の交付を受 けている方																																																																		
本人	本人	○	○	○	○																																																																		
	身体障がい者等の 家族	-	○	○	○																																																																		
身体障がい 者等の家族	本人	-	○	○	○																																																																		
	身体障がい者等の 家族	-	○	○	○																																																																		
区分	軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい																																																																					
下肢不自由	1級～3級	4級～6級																																																																					
体幹不自由	1級～3級	5級																																																																					
上肢不自由	1級～3級	4級～6級																																																																					
脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級																																																																					
視覚障がい	1級～4級	5級・6級																																																																					
聴覚障がい	2級～4級	6級																																																																					
平衡機能障がい	3級	5級																																																																					
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい	1級～3級	4級																																																																					
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級・4級	-																																																																					

制度名称	内容																														
(4) 交通運賃の割引	<p>旅客鉄道・バス・航空・船舶を利用されるときに割引を受けられます。</p> <p>手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃割引欄に記載している種別（第1種・第2種）により、割引内容が異なります。</p> <p>また、鉄道事業者等によって対象者や内容が異なることがあります。</p> <p>第1種身体障がい者・知的障がい者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者 次表の左欄に掲げる障がいの区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に該当する障がいがある方。 																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの区分</th><th>障がいの程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td><td>1級から3級までの各級及び4級の1</td></tr> <tr> <td>聴覚障がい</td><td>2級及び3級</td></tr> <tr> <td>肢體不自由</td><td> <table border="1"> <tr> <td>上肢不自由</td><td>1級、2級の1及び2級の2</td></tr> <tr> <td>下肢不自由</td><td>1級、2級及び3級の1</td></tr> <tr> <td>体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</td><td> 上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) </td></tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> </table></td></tr></tbody> </table>	障がいの区分	障がいの程度	視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	聴覚障がい	2級及び3級	肢體不自由	<table border="1"> <tr> <td>上肢不自由</td><td>1級、2級の1及び2級の2</td></tr> <tr> <td>下肢不自由</td><td>1級、2級及び3級の1</td></tr> <tr> <td>体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</td><td> 上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) </td></tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> </table>	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	体幹不自由	1級から3級までの各級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	心臓機能障がい	1級から4級までの各級	じん臓機能障がい	1級から4級までの各級	呼吸器機能障がい	1級から4級までの各級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から3級までの各級	小腸機能障がい	1級から4級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級	肝臓機能障がい	1級から4級までの各級
障がいの区分	障がいの程度																														
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1																														
聴覚障がい	2級及び3級																														
肢體不自由	<table border="1"> <tr> <td>上肢不自由</td><td>1級、2級の1及び2級の2</td></tr> <tr> <td>下肢不自由</td><td>1級、2級及び3級の1</td></tr> <tr> <td>体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</td><td> 上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) </td></tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> </table>	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	体幹不自由	1級から3級までの各級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	心臓機能障がい	1級から4級までの各級	じん臓機能障がい	1級から4級までの各級	呼吸器機能障がい	1級から4級までの各級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から3級までの各級	小腸機能障がい	1級から4級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級	肝臓機能障がい	1級から4級までの各級								
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2																														
下肢不自由	1級、2級及び3級の1																														
体幹不自由	1級から3級までの各級																														
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) 移動機能障がい (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)																														
心臓機能障がい	1級から4級までの各級																														
じん臓機能障がい	1級から4級までの各級																														
呼吸器機能障がい	1級から4級までの各級																														
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から3級までの各級																														
小腸機能障がい	1級から4級までの各級																														
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級																														
肝臓機能障がい	1級から4級までの各級																														

			* 障がいの等級については、別表1 身体障害者障害程度等級表を参照してください。 - 知的障がい者 療育手帳A（判定は重度）を所持する方。 **第2種身体障がい者・知的障がい者とは** 上記の第1種に該当しない方。		
◎鉄道	<各鉄道の利用方法> 券売機で割引切符（車いすマークのボタン等）又は小児用切符を購入してください。 詳しくは各駅・鉄道会社にお問い合わせください。				
乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率		
障がい者本人が単独で乗車する場合	第1種及び第2種の身体障がい者及び知的障がい者	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	5割		
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで)	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券は除きます）、定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）	5割		
	第2種障がい児(12歳未満)の介護者 * 障がい者本人が12歳以上の場合、割引の対象にはなりません。	定期券	5割 (介護者のみ)		

◎大阪メトロ

・地下鉄ニュートラム

* 障がい者本人が単独で乗車する場合の割引はありません。

* 乗車される場合は、必ず手帳を携帯してください。

* 乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容		割引率
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで。ただし、車イスを使用する場合は2名まで)	第1種障がい者及びその介護者	大人	普通券、定期券、回数カード	5割
		小児	普通券、定期券、回数カード	
	12歳未満の第2種障がい児及びその介護者	小児	普通券、定期券、回数カード * 障がい者が12歳以上は対象外	

◎バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	障がい者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	12歳未満の第2種障がい児の介護者 * 介護者のみ	定期券	3割

詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。

◎航空

主要な定期航空路線の国内全線の航空運賃が割引されます。

詳しくは、利用される航空会社にお問い合わせください。

◎船舶

船舶の旅客運賃も、鉄道と同様の割引がされる場合があります。

詳しくは、利用される船舶会社にお問い合わせください。

制 度 名 称	内 容																																						
(5) 有料道路通行料金の割引	<p>事前に登録する必要があります。登録自動車は1台のみ。(本人、親族又は介護者が所有する自家用自動車。法人名義を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ・障がい者本人が運転する場合 身障手帳の交付を受けている方 ・障がい者本人以外の方が運転する場合 1種の身障手帳又は療育手帳Aの交付を受けている方 <p>・割引率 5割</p> <p>・必要書類</p>																																						
窓 口	<p>…障がい福祉室 障がい者相談 支援センター</p> <p>※ 障がい者相談支援センターでは即日証明できません。</p>																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">障がい者手帳 の種類</th> <th colspan="5">必要なもの</th> </tr> <tr> <th>障がい者 手帳</th> <th>車検証</th> <th>免許証</th> <th>E T C カード(※)</th> <th>車載器の管理番号 が分かるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身障 手帳</td> <td>1種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>療育 手帳</td> <td>A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>							障がい者手帳 の種類		必要なもの					障がい者 手帳	車検証	免許証	E T C カード(※)	車載器の管理番号 が分かるもの	身障 手帳	1種	○	○	×	○	○	2種	○	○	○	○	○	療育 手帳	A	○	○	×	○	○
障がい者手帳 の種類		必要なもの																																					
		障がい者 手帳	車検証	免許証	E T C カード(※)	車載器の管理番号 が分かるもの																																	
身障 手帳	1種	○	○	×	○	○																																	
	2種	○	○	○	○	○																																	
療育 手帳	A	○	○	×	○	○																																	
	<p>※ E T Cカードは本人名義。但し、18歳未満は保護者名義でも可。</p> <p>※ 所有者や使用者、用途の種別などによっては割引対象外となる場合があります。</p> <p>※ 障がい者相談支援センターでの申請受付の場合、後日、障がい福祉室より証明書を自宅へ郵送します。</p>																																						
(6) N H K 放送受信料の減免	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>免除の種類</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）又は精神障がい者（児）がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 </td></tr> <tr> <td>半額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 </td></tr> </tbody> </table>							免除の種類	要 件	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）又は精神障がい者（児）がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 																										
免除の種類	要 件																																						
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）又は精神障がい者（児）がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 																																						
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 																																						
窓 口	<p>…障がい福祉室 障がい者相談 支援センター</p> <p>※ 障がい者相談支援センターでは即日証明できません。</p>																																						
お問合せ窓口	<p>…N H K大阪放送局 開発推進部免除担当 大阪市中央区大手前 4 - 1 - 2 0 (電話 6937-9000) (FAX 6937-3501) (平日10:00～17:00)</p> <p>・必要書類 認め印、身障手帳、療育手帳（判定書）又は精神手帳 (全額免除の場合、世帯全員の市町村民税課税証明書（非課税証明書）が必要な場合あり。)</p> <p>※ 障がい福祉室で申請される場合、窓口で免除基準に該当する証明書を受取り、N H Kへ郵送してください。</p> <p>※ 障がい者相談支援センターで申請される場合、免除基準に該当する証明書を障がい福祉室からN H Kへ郵送します。</p> <p>※ 対象世帯の住居にある受信機（テレビ）が減免の対象となります。</p>																																						

制 度 名 称	内 容																							
(7) 点字郵便物の 無料扱い 窓 口 …郵便局	点字郵便物および特定録音物等郵便物の郵送料は免除されます。 「特定録音物等郵便物」とは、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設に宛てて差し出されるものをいいます。(3キログラムまで)																							
(8) 吹田市民プールほか 体育施設個人使用料 の减免 窓 口 …文化スポーツ 推進室 (313番窓口) (電話 6384-2394) (FAX 6368-9908) ※手帳や判定書の提示 が必要です。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>区 分</th> <th>障がい程度</th> <th>減免対象者</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障がい者（児） (身障手帳所持者)</td> <td>大人 (12歳以上)</td> <td>1・2・3・4級</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> <td rowspan="4">障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%</td> </tr> <tr> <td>小人 (12歳未満)</td> <td>5・6級</td> <td>本人のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知的障がい者（児） (療育手帳又は判定書所持者)</td> <td>A（重度）・ B1（中度）・ B2（軽度）</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者（児） (障がい者手帳所持者)</td> <td>1・2級</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>本人のみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 吹田市民プールは市内在住・在勤・在学の障がい者（児）が100%、他の吹田市立体育施設は市内在住の障がい者（児）が50%となります。 (※2) 障がいの程度等により障がい者1人につき複数人の介助者を必要とする場合、当該介助者については使用料が免除されます。</p>	対 象 者	区 分	障がい程度	減免対象者	減免率	身体障がい者（児） (身障手帳所持者)	大人 (12歳以上)	1・2・3・4級	本人及び (※2) 介助者	障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%	小人 (12歳未満)	5・6級	本人のみ	知的障がい者（児） (療育手帳又は判定書所持者)	A（重度）・ B1（中度）・ B2（軽度）	本人及び (※2) 介助者	精神障がい者（児） (障がい者手帳所持者)	1・2級	本人及び (※2) 介助者		3級	本人のみ	
対 象 者	区 分	障がい程度	減免対象者	減免率																				
身体障がい者（児） (身障手帳所持者)	大人 (12歳以上)	1・2・3・4級	本人及び (※2) 介助者	障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%																				
	小人 (12歳未満)	5・6級	本人のみ																					
知的障がい者（児） (療育手帳又は判定書所持者)	A（重度）・ B1（中度）・ B2（軽度）	本人及び (※2) 介助者																						
	精神障がい者（児） (障がい者手帳所持者)	1・2級	本人及び (※2) 介助者																					
	3級	本人のみ																						
(9) 青い鳥葉書の 配布 郵 送 …郵便局	身障手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けた方に通常葉書20枚を配布します。 ・受付期間 4月1日から5月31日まで（土日の場合は翌営業日） ※お渡しは4月20日以降																							
(10) 携帯電話料金 割引 窓 口 …各携帯電話会社	身障手帳、療育手帳又は精神手帳をお持ちの方に、携帯電話料金の割引制度がある場合があります。詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。																							

制 度 名 称	内 容																				
(11) 万博公園の入園料 ・駐車場使用料の免除 窓 口 …万博記念公園 コールセンター 吹田市千里万博公園 1 – 1 (電話0120-197-089 又は06-6877-7387)	<p>身障手帳、療育手帳又は精神手帳等をお持ちの方とその付添者（手帳等所持者1人につき1人まで）は、自然文化園・日本庭園の入園料及び駐車場使用料が免除となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入門ゲートにて手帳等の提示が必要です。手帳所持者の方が御提示ください。 ・駐車場を御利用の場合は、駐車券を入門ゲートにて御提示ください。駐車料の無料処理をいたします。 																				
(12) NTT 104 無料番号案内 窓 口 …NTT西日本 ふれあい案内担当 フリーダイヤル (0120-104-174) 受付時間 月～金曜日 9時～17時 (土・日・祝及び 年末年始を除く) FAXフリーダイヤル (0120-104-134) 〔※用紙には氏名・ 連絡先・FAX番号を 記載してください。〕	<p>電話帳利用が困難な視覚・聴覚・上肢等の障がい、知的又は精神障がいのある方が事前に登録することでNTTの104（番号案内）を無料で利用できる制度です。</p> <p>対象者・・・(ア) 身障手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2・3・4・6級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由 〔上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい〕</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい</td> <td>3・4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 療育手帳をお持ちの方 (ウ) 精神手帳をお持ちの方 (エ) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの傷病のある方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>障がいの程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>第2項症・第4項症</td> </tr> <tr> <td>上肢障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症・第2項症・第4項症</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳しくは、NTT西日本ふれあい案内担当へお問い合わせください。 なお、代理の方が届ける場合は、登録申込者の印鑑が必要です。</p> <p>※ ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104の利用可能な通信事業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。</p>	区 分	等 級	視覚障がい	1級～6級	聴覚障がい	2・3・4・6級	肢体不自由 〔上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい〕	1・2級	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	3・4級	区 分	障がいの程度	視覚障がい	特別項症～第6項症	聴覚障がい	第2項症・第4項症	上肢障がい	特別項症～第2項症	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	第1項症・第2項症・第4項症
区 分	等 級																				
視覚障がい	1級～6級																				
聴覚障がい	2・3・4・6級																				
肢体不自由 〔上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい〕	1・2級																				
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	3・4級																				
区 分	障がいの程度																				
視覚障がい	特別項症～第6項症																				
聴覚障がい	第2項症・第4項症																				
上肢障がい	特別項症～第2項症																				
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	第1項症・第2項症・第4項症																				

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(13) バリアフリー改修した住宅の 固定資産税の減額 窓口 …資産税課 (205番窓口) (電話 6384-1247) (FAX 6368-7344)	次のいずれかの方が申請時に居住していること ・障がいのある方 ・改修工事が完了した翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・介護保険の「要支援・要介護」認定を受けている方	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸を除く）で、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度に限り、対象家屋の100m ² 分までの固定資産税額3分の1を減額します。 ・対象家屋 延床面積が50m ² 以上280m ² 以下であること。 ・対象工事 廊下又は出入口の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化 ・その他 補助金等を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超える改良工事であること ※省エネ改修工事による減額措置との併用は可能です。但し、同工事により認定長期優良住宅に該当することになった家屋（固定資産税額の3分の2の減額をうける家屋）は併用できません。 ※耐震改修工事による減額措置との併用はできません。 ※バリアフリー改修工事に伴う減額措置は一戸につき一度しか適用されません。 ※工事完了後3か月以内に添付書類を添えて申請してください。
(14) 市営自転車駐車場の定期使用料の割引 窓口 →各自転車駐車場	手帳等（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）をお持ちで、市営自転車駐車場を定期使用する方は、定期使用料の割引を受けることができます。割引率は30%になります。（100円未満は切捨て）。 ・手帳等の提示が必要です。	

8 文化・社会活動

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 点字版・声の市報 すいたの発行 窓口 …広報課 (231番窓口)	視覚障がい者	<p>市の施策や行事などを視覚障がい者に知っていただきため、点字版市報すいた及び声の市報すいたを発行しています。希望される方は申込みをしてください。</p> <p>※視覚に障がいがあり希望される場合、ご相談ください。 (電話 6384-1276)</p>
(2) 点字・録音図書・ ＬＬブックの貸出、 デイジー図書再生機 の貸出 窓口 …市立千里山・佐井寺 図書館 (電話 6192-0516)	視覚障がい者および文字情報 摂取困難者	<p>視覚障がい者など活字を読むことが難しい方に、利用しやすいかたちで情報を得たり本を読んだりすることができるよう、点字図書や録音図書を貸出しています。</p> <p>録音図書には図書を朗読して読み上げたもののほか、シネマデイジー、マルチメディアデイジーがあります。ＬＬブックの貸出もしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> * シネマデイジー 映像はなく、映画の音声に画面解説の音声をつけた耳から楽しめる映画 * マルチメディアデイジー 拡大やハイライトが自在にできる文字表示と音声読み上げを同時利用でき、弱視者や学習障がいの方に役立つデジタル図書 * ＬＬブック 知的障がい、学習障がいの方にわかりやすく書かれた本 <p>※デイジーフォン（デジタル録音図書）を聞くための機器（ブレクストーク）を貸出しています。</p>
(3) 対面朗読 窓口 …中央、千里、さんくす、千里山・佐井寺、山田駅前、江坂、千里丘の各図書館	視覚障がい者および文字 情報摂取困難者	<p>視覚障がい者など活字を読むことが難しい方に、耳から聞くことで情報を得たり本を読んだりすることができるよう、本や雑誌などのほか、お手持ちの資料やパンフレットなどを朗読専門ボランティアがお読みします。</p> <p>* 感染症対策のため、中止している場合があります。詳細は各館にお問い合わせください。</p>
各図書館電話番号		<p>・中央：6387-0071 ・山田駅前：6816-7722</p> <p>・千里：6834-0132 ・江坂：6385-3766</p> <p>・さんくす：6317-0037 ・千里丘：6877-4060</p>
(4) 図書の郵送貸出 窓口 …市立千里山・佐井寺 図書館 (電話 6192-0516)	<p>①身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、肢体不自由1・2級、内部機能障がい1～3級及び視覚障がい1・2級に認定されている方</p> <p>②戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特別項目症～第3項目に認定されている方</p> <p>③介護保険法第12条第3項の被保険者証に要介護4～5の記載がある方</p> <p>④療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が「A」に認定されている方</p> <p>⑤精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がい等級が1級に認定されている方</p>	<p>図書館への来館が困難な方に、図書館の図書・雑誌を郵送で貸出しています。利用するには、登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出冊数 … 15冊まで（大きさに制限があります。） ・貸出期間 … 30日間 ・利用料 … 無料

制 度 名 称	対 象 者	内 容	
(5) ボランティア活動 窓口 …各団体	ボランティア活動に熱意のある方	下記の団体では障がい者（児）等の福祉向上のため、ボランティア活動又はボランティアの養成を行っています。	
手話サークル「風」 吹田声のグループ 「虹」 大阪府視覚障害者 福祉協会 大阪聴力障害者協会 大阪ボランティア協会 点訳グループ “あい” 点訳の会 円（まどか） 音訳グループ　とも 吹田・曠（ひろ）の会 音訳グループ “竹の会” 音訳グループ“わ” アムール セラピー点訳の会 あめんぽ やまぼうし ひまわり教室	団 体 名	電 話	活 動 内 容
	手話サークル「風」	6339-0338 (稻 豊)	手話通訳
	吹田声のグループ 「虹」	6192-0516 (千里山・佐井寺 図書館)	図書の音訳、対面朗読
	大阪府視覚障害者 福祉協会	6748-0615	点訳奉仕員、朗読奉仕員の 養成
	大阪聴力障害者協会	6748-0380	手話通訳員の養成 (FAX 6748-0383)
	大阪ボランティア協会	6809-4901	ボランティア活動振興のた めの総合活動
	点訳グループ “あい”	080-1452-9409 (田瀬知子)	点訳奉仕
	点訳の会 円（まどか）	6381-4155 (北嶋玉枝)	点訳奉仕
	音訳グループ　とも	6833-7389 (小森淳子)	オリジナル・テープ及び図 書の音訳
	吹田・曠（ひろ）の会	090-3979-3112 (大城 緑)	目の不自由な方に新聞、情 報誌等の対面朗読
	音訳グループ “竹の会”	080-5363-5620 (木村佳代子)	図書の音訳
	音訳グループ“わ”	6875-3040 (岡田規子)	雑誌・図書の音訳
	アムール	6388-5387 (高島純子)	精神障がい者施設の活動支 援
	セラピー点訳の会	6383-0629 (西野万利子)	点訳奉仕
	あめんぽ	6387-2048 (吉武カツ子)	対面朗読・図書の音訳
	やまぼうし	6339-9117 (鎌田真紀子)	対面朗読・図書の音訳 ・朗読会
	ひまわり教室	FAX 6386-6776 (坂本久美)	聴覚障がい児の保護者及び 当事者の支援・相談

— 順 不 同 —

制 度 名 称	対 象 者	内 容			
(6) 手話講習会 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	耳や言葉の不自由な方の福祉と生活を守り、日常生活の不便を軽減するため、手話（言語のひとつ）のできる方を養成するとともに、聴覚障がい者に対する理解と关心を深めることを目的として毎年開催しています。			
		コース名	市報掲載	開講時期	受講料
		入門コース	3月号	4月～3月	無料
		会話コース	4月号	5月～11月	(テキスト代実費)
(7) 要約筆記者養成講座 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	手話による会話ができない聴覚障がい者への聞こえの保障、コミュニケーション支援を行える要約筆記者の養成を目的として毎年開催しています。			
		市報掲載	開講時期	受講料	
		5月号	6月～10月	無料	(テキスト代実費)
(8) 点字講習会 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	視覚障がい者の文化生活の向上を図ることを目的として、点訳奉仕者を養成し、また視覚障がい者が点字を習得する機会を確保するため、毎年開催しています。			
		市報掲載	開講時期	受講料	
		7月号	9月～11月	無 料	

9 その他

制度名称	対象者	内容																																								
(1) 福祉住宅の入居 窓口 府営…株式会社東急コミュニケーションズ 二大阪府営住宅千里管理センター 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル9F (電話 6155-2782) 市営…吹田市営住宅 管理センター (317番窓口) (電話 6170-9926)	身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	住宅に困っている身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)のために公営住宅の枠を設けて募集を行っています。収入、居住地等の応募要件があります。 【募集時期】 府営…総合募集 年6回(偶数月) 市営…入居者募集 年2回(6・12月) ※ いずれも月初(土日祝の場合は翌営業日)から2週間程度です。 ※ あき家の発生状況等により、募集状況が変わる場合があります。																																								
(2) 駐車禁止除外 指定車標章の交付 窓口 …各警察署の 交通規制係道路 使用担当 吹田警察署 (電話 6385-1234)	身障手帳などの交付を受けている方は、申請により、「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。ただし、代理申請の場合は、住民票等が必要となる場合がありますので、詳しくは事前に警察署の担当係にお問い合わせください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>級別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td><td>1級から3級までの各級及び4級の1</td></tr> <tr> <td>聴覚障がい</td><td>2級及び3級</td></tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td><td>3級</td></tr> <tr> <td>上肢機能障がい</td><td>1級、2級の1及び2級の2</td></tr> <tr> <td>下肢機能障がい</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>体幹機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)</td><td>1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)</td></tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)</td><td>1級から4級までの各級</td></tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td><td>1級及び3級</td></tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td><td>1級及び3級</td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td><td>1級及び3級</td></tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td><td>1級及び3級</td></tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td><td>1級及び3級</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td><td>1級から3級までの各級</td></tr> <tr> <td>知的障がい者</td><td>重度(A)</td></tr> <tr> <td>精神障がい者</td><td>1級</td></tr> <tr> <td>色素性乾皮症患者</td><td>等級指定なし</td></tr> <tr> <td>戦傷病者</td><td>等級指定なし</td></tr> </tbody> </table>	区分	級別	視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	聴覚障がい	2級及び3級	平衡機能障がい	3級	上肢機能障がい	1級、2級の1及び2級の2	下肢機能障がい	1級から4級までの各級	体幹機能障がい	1級から3級までの各級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級から4級までの各級	心臓機能障がい	1級及び3級	じん臓機能障がい	1級及び3級	呼吸器機能障がい	1級及び3級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	小腸機能障がい	1級及び3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	知的障がい者	重度(A)	精神障がい者	1級	色素性乾皮症患者	等級指定なし	戦傷病者	等級指定なし
区分	級別																																									
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1																																									
聴覚障がい	2級及び3級																																									
平衡機能障がい	3級																																									
上肢機能障がい	1級、2級の1及び2級の2																																									
下肢機能障がい	1級から4級までの各級																																									
体幹機能障がい	1級から3級までの各級																																									
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)																																									
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級から4級までの各級																																									
心臓機能障がい	1級及び3級																																									
じん臓機能障がい	1級及び3級																																									
呼吸器機能障がい	1級及び3級																																									
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級																																									
小腸機能障がい	1級及び3級																																									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級																																									
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級																																									
知的障がい者	重度(A)																																									
精神障がい者	1級																																									
色素性乾皮症患者	等級指定なし																																									
戦傷病者	等級指定なし																																									

制 度 名 称	対 象 者	内 容																																																																		
(3) 大阪府障がい者等用 駐車区画利用証制度 窓口 …大阪府障がい福祉 企画課 (電話 6944-2362)	<p>障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方が安心して外出できるよう、大阪府内の公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証の交付を受けることができます。詳しくは事前に大阪府障がい福祉企画課にお問い合わせください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>級 別</th><th>申請に必要な書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>聴覚障がい</td><td>2級～3級</td><td></td></tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td><td>3級～5級</td><td></td></tr> <tr> <td>上肢機能障がい</td><td>1級～2級</td><td></td></tr> <tr> <td>下肢機能障がい</td><td>1級～6級</td><td></td></tr> <tr> <td>体幹機能障がい</td><td>1級～5級</td><td></td></tr> <tr> <td>身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)</td><td>1級～2級</td><td></td></tr> <tr> <td>身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)</td><td>1級～6級</td><td>身体障がい者手帳</td></tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td><td>1級～4級</td><td></td></tr> <tr> <td>知的障がい者</td><td>重度(A)</td><td>療育手帳</td></tr> <tr> <td>精神障がい者</td><td>1級</td><td>精神障がい者保健福祉手帳</td></tr> <tr> <td>難病患者</td><td>特定医療費（指定難病）受給者等</td><td>特定医療費（指定難病）受給者証等</td></tr> <tr> <td>高齢者</td><td>「要介護1～5」の者</td><td>介護保険被保険者証</td></tr> <tr> <td>妊産婦</td><td>妊娠7か月から産後3か月の者</td><td>母子健康手帳 本人確認書類</td></tr> <tr> <td>けが人</td><td>一時的に移動の配慮が必要な者</td><td>医師の診断書・意見書等及び本人確認書類</td></tr> </tbody> </table>	区分	級 別	申請に必要な書類	視覚障がい	1級～4級		聴覚障がい	2級～3級		平衡機能障がい	3級～5級		上肢機能障がい	1級～2級		下肢機能障がい	1級～6級		体幹機能障がい	1級～5級		身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～2級		身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級	身体障がい者手帳	心臓機能障がい	1級～4級		じん臓機能障がい	1級～4級		呼吸器機能障がい	1級～4級		ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級～4級		小腸機能障がい	1級～4級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級		肝臓機能障がい	1級～4級		知的障がい者	重度(A)	療育手帳	精神障がい者	1級	精神障がい者保健福祉手帳	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証等	高齢者	「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証	妊産婦	妊娠7か月から産後3か月の者	母子健康手帳 本人確認書類	けが人	一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類	
区分	級 別	申請に必要な書類																																																																		
視覚障がい	1級～4級																																																																			
聴覚障がい	2級～3級																																																																			
平衡機能障がい	3級～5級																																																																			
上肢機能障がい	1級～2級																																																																			
下肢機能障がい	1級～6級																																																																			
体幹機能障がい	1級～5級																																																																			
身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～2級																																																																			
身体障がい者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級	身体障がい者手帳																																																																		
心臓機能障がい	1級～4級																																																																			
じん臓機能障がい	1級～4級																																																																			
呼吸器機能障がい	1級～4級																																																																			
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級～4級																																																																			
小腸機能障がい	1級～4級																																																																			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級																																																																			
肝臓機能障がい	1級～4級																																																																			
知的障がい者	重度(A)	療育手帳																																																																		
精神障がい者	1級	精神障がい者保健福祉手帳																																																																		
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証等																																																																		
高齢者	「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証																																																																		
妊産婦	妊娠7か月から産後3か月の者	母子健康手帳 本人確認書類																																																																		
けが人	一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類																																																																		
(4) 吹田市安心サポート 収集 窓口 …事業課 (電話 6832-0026) (FAX 6832-0092)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳A（知的障がい重度） ・精神手帳1級 ・要介護2以上の認定を受けている65歳以上の方 ・上記のほか、市長が特に必要と認める方 	障がい、要介護等の認定を受けている方で、家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、週1回市職員が訪問し、玄関先でごみを収集します。																																																																		

制度名称	対象者	内容																					
(5) 吹田市災害時 要援護者支援制度 窓口 …福祉総務室 (320番窓口) (電話 6384-1363) (FAX 6368-7348)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・療育手帳「A」の方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ・要介護認定「要介護3～5」の方 ・75歳以上の独居の方 ・75歳以上の世帯の方 ・上記に該当しないが、避難時に何らかの支援を要する方 	<p>市が対象者の名簿を作成し、該当する方に対し、平常時から自身の名簿情報を地域支援組織（連合自治会・自主防災組織等）に提供することについて同意確認を行います。</p> <p>同意された場合、平常時は避難訓練や避難支援を行う体制づくりなどに活用され、災害時は安否確認や避難誘導等の支援活動に活用されます。また、同意されない場合、平常時ほどちらにも名簿を提供しませんが、災害時は警察や消防、自衛隊等の関係機関を中心に提供されます。</p> <p>ただし、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされるものではなく、また、地域支援組織は法的な責任や義務を負うものではありません。</p>																					
(6) 郵便等による 不在者投票制度 窓口 …選挙管理委員会 事務局 (335番窓口) (電話 6384-2478) (FAX 6368-9909)	<p>①郵便等による不在者投票制度の対象者 表1に該当する方は、自宅などで投票を記載し、郵便等で投票を行うことができます。（事前の申し込みが必要です。）</p> <p style="text-align: right;"><表1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">身体障がい者手帳</th> </tr> <tr> <th>障がい種別</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障がい</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい</td> <td>1級・3級</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓の障がい</td> <td>1級～3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級</td> </tr> <tr> <td>左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>要介護5</p> <p>戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方</p>	身体障がい者手帳		障がい種別	等級	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級	免疫、肝臓の障がい	1級～3級	右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級	左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級	<p>②郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者 表1に加え、表2に該当する方は、予め選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に、投票に関する記載をさせることができます。</p> <p style="text-align: right;"><表2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">身体障がい者手帳</th> </tr> <tr> <th>障がい種別</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢の障がい</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>視覚の障がい</td> <td>1級</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）</td> </tr> </tbody> </table> <p>戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方</p>	身体障がい者手帳		障がい種別	等級	上肢の障がい	1級	視覚の障がい	1級	視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）
身体障がい者手帳																							
障がい種別	等級																						
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級																						
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級																						
免疫、肝臓の障がい	1級～3級																						
右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級																							
左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級																							
身体障がい者手帳																							
障がい種別	等級																						
上肢の障がい	1級																						
視覚の障がい	1級																						
視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）																							

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(7) 聴覚や音声・言語機能の障がいのある方向けの119番通報	対象者	聴覚や音声・言語機能の障がいなどにより、音声通話で119番通報することが困難な方
窓口 …消防本部指令情報室 (電話 6193-1119) (FAX 6193-0100) e-mail : sfd-shirei@city.suita.osaka.jp ・ホームページ 「吹田市net119」で検索 ・アドレス https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017917/1017932/1024356/1024378/1007565.htm	N E T119 スマートフォン等の機器から119番通報を行い、通報中、チャット形式で消防と会話をすることができ、また自分のいる場所が消防に通知されます。 ※日本国内のみ使用可です。 ※電波の届かない場所や、スマートフォンの位置情報設定がOFFになつていると通報できません。 *必要な端末機器 スマートフォンや携帯電話などでインターネット接続・電子メール・GPS機能を使用できる端末 *事前登録方法（登録・管理費用は無料） 消防本部指令情報室で必要事項を記入した用紙を提出する。 専用の申込書を、郵送か、メール添付し、登録する。	メール119 インターネットに接続されたパソコンや携帯電話などから電子メールを使って、救急車や消防車の出動を要請することができます。 ※出動は、高速道路など一部を除いて吹田市内に限ります。 *専用アドレス : mail@119.suita.jp ※緊急用です。問い合わせやご意見等には決して使わないでください。 ※救急車や消防車の向かう場所をできるだけ詳しく送信してください。 ※以下は、通報例です。
	通報者のメール	消防からのメール
	件名：救急 本文：救急車 泉町1-〇〇-〇〇 △△マンション201号 吹田太郎 00才 足が痛くて歩けない。	件名：Re.救急 本文：吹田市消防本部です。 救急車は通報場所に出動しました。玄関の鍵を開けてお待ちください。
	件名：火事 本文：家が燃えている。 泉町1-〇〇-〇〇 △△交差点南側 吹田太郎 黒い煙が上がってる。	件名：Re.火事 本文：吹田市消防本部です。 消防車は通報場所に出動しました。 安全な場所に避難してください。
	F A X119 救急や火災の内容、住所、目標物、氏名等を記入した用紙をFAXで局番無しの「119番」に送信してください。あらかじめ用紙に必要事項を記入し、FAXの近くに備えておくと便利です。	

別表1 身体障害者障害程度等級表（その1）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害
		平衡機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の極めて著しい障害
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
7級		
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。	

身体障害者障害程度等級表（その2）

級別	肢体不自由		
	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	上 肢
	聴覚障害		
1級			1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級			1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級			1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

身体障害者障害程度等級表（その3）

級別	肢体不自由			
	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	
			上肢機能	移動機能
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るものの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るものの
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障害者障害程度等級表（その4）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	腸 又は直腸の 機能障害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫 機能障害	肝臓 機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	腸又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	腸又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	腸又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級 ・ 6級 ・ 7級							

別表2 国民年金法施行令別表

障害の程度	番号	障 壱 の 状 態
1級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの <input type="checkbox"/> 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの <input type="checkbox"/> 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃく機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表3 障害者総合支援法の対象疾患一覧（366疾患）

1	アイカルディ症候群	42	黄斑ジストロフィー	83	クルーゾン症候群
2	アイザックス症候群	43	大田原症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症
3	IgA腎症	44	オクシピタル・ホーン症候群	85	グルタル酸血症1型
4	IgG4関連疾患	45	オスラー病	86	グルタル酸血症2型
5	亜急性硬化性全脳炎	46	カーニー複合	87	クロウ・深瀬症候群
6	アジソン病	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	88	クローン病
7	アッシャー症候群	48	潰瘍性大腸炎	89	クロンカイト・カナダ症候群
8	アトピー性脊髄炎	49	下垂体前葉機能低下症	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
9	アペール症候群	50	家族性地中海熱	91	結節性硬化症
10	アミロイドーシス	51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	92	結節性多発動脈炎
11	アラジール症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡	93	血栓性血小板減少性紫斑病
12	アルポート症候群	53	カナバン病	94	限局性皮質異形成
13	アレキサンダー病	54	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	95	原発性局所多汗症
14	アンジェルマン症候群	55	歌舞伎症候群	96	原発性硬化性胆管炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	97	原発性高脂血症
16	イソ吉草酸血症	57	カルニチン回路異常症	98	原発性側索硬化症
17	一次性ネフローゼ症候群	58	加齢黄斑変性	99	原発性胆汁性胆管炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	59	肝型糖原病	100	原発性免疫不全症候群
19	1p36欠失症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	101	顕微鏡的大腸炎
20	遺伝性自己炎症疾患	61	環状20番染色体症候群	102	顕微鏡的多発血管炎
21	遺伝性ジストニア	62	関節リウマチ	103	高IgD症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	63	完全大血管転位症	104	好酸球性消化管疾患
23	遺伝性脾炎	64	眼皮膚白皮症	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	65	偽性副甲状腺機能低下症	106	好酸球性副鼻腔炎
25	ウィーバー症候群	66	ギャロウェイ・モフト症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎
26	ウィリアムズ症候群	67	急性壊死性脳症	108	後縦靭帯骨化症
27	ウィルソン病	68	急性網膜壊死	109	甲状腺ホルモン不応症
28	ウエスト症候群	69	球脊髄性筋萎縮症	110	拘束型心筋症
29	ウェルナー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	111	高チロシン血症1型
30	ウォルフラム症候群	71	強直性脊椎炎	112	高チロシン血症2型
31	ウルリッヒ病	72	巨細胞性動脈炎	113	高チロシン血症3型
32	HTLV-1関連脊髄症	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	114	後天性赤芽球癆
33	ATR-X症候群	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	115	広範脊柱管狭窄症
34	ADH分泌異常症	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
35	エーラス・ダンロス症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	117	抗リン脂質抗体症候群
36	エブスタイン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	118	コケイン症候群
37	エブスタイン病	78	筋型糖原病	119	コステロ症候群
38	エマヌエル症候群	79	筋ジストロフィー	120	骨形成不全症
39	遠位型ミオパシー	80	クッシング病	121	骨髄異形成症候群
40	円錐角膜	81	クリオピリン関連周期熱症候群	122	骨髄線維症
41	黄色靭帯骨化症	82	クリップル・トレノナー・ウェーバー症候群	123	ゴナドトロピン分泌亢進症

124	5p欠失症候群	165	進行性白質脳症	206	総動脈幹遺残症
125	コフィン・シリス症候群	166	進行性ミオクローヌステンカン	207	総排泄腔遺残
126	コフィン・ローリー症候群	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	208	総排泄腔外反症
127	混合性結合組織病	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	209	ソトス症候群
128	鰓耳腎症候群	169	ステージ・ウェーバー症候群	210	ダイアモンド・ブラックファン貧血
129	再生不良性貧血	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	171	スミス・マギニス症候群	212	大脳皮質基底核変性症
131	再発性多発軟骨炎	172	スマモン	213	大理石骨病
132	左心低形成症候群	173	脆弱X症候群	214	ダウン症候群
133	サルコイドーシス	174	脆弱X症候群関連疾患	215	高安動脈炎
134	三尖弁閉鎖症	175	成人スチル病	216	多系統萎縮症
135	三頭酵素欠損症	176	成長ホルモン分泌亢進症	217	タナトフォリック骨異形成症
136	CFC症候群	177	脊髄空洞症	218	多発血管炎性肉芽腫症
137	シェーグレン症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
138	色素性乾皮症	179	脊髄髓膜瘤	220	多発性軟骨性外骨腫症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	180	脊髄性筋萎縮症	221	多発性囊胞腎
140	自己免疫性肝炎	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	222	多脾症候群
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	182	前眼部形成異常	223	タンジール病
142	自己免疫性溶血性貧血	183	全身性エリテマトーデス	224	単心室症
143	四肢形成不全	184	全身強皮症	225	弾性線維性仮性黄色腫
144	シストステロール血症	185	先天異常症候群	226	短腸症候群
145	シトリン欠損症	186	先天性横隔膜ヘルニア	227	胆道閉鎖症
146	紫斑病性腎炎	187	先天性核上性球麻痺	228	遅発性内リンパ水腫
147	脂肪萎縮症	188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	229	チャージ症候群
148	若年性特発性関節炎	189	先天性魚鱗癖	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
149	若年性肺気腫	190	先天性筋無力症候群	231	中毒性表皮壊死症
150	シャルコー・マリー・トゥース病	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	232	腸管神経節細胞僅少症
151	重症筋無力症	192	先天性三尖弁狭窄症	233	TSH分泌亢進症
152	修正大血管転位症	193	先天性腎性尿崩症	234	TNF受容体関連周期性症候群
153	ジュベール症候群関連疾患	194	先天性赤血球形成異常性貧血	235	低ホスファターゼ症
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	195	先天性僧帽弁狭窄症	236	天疱瘡
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	196	先天性大脳白質形成不全症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
156	神経細胞移動異常症	197	先天性肺静脈狭窄症	238	特発性拡張型心筋症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	198	先天性風疹症候群	239	特発性間質性肺炎
158	神経線維腫症	199	先天性副腎低形成症	240	特発性基底核石灰化症
159	神経フェリチン症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	241	特発性血小板減少性紫斑病
160	神経有棘赤血球症	201	先天性ミオパチー	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
161	進行性核上性麻痺	202	先天性無痛無汗症	243	特発性後天性全身性無汗症
162	進行性家庭性肝内胆汁うつ滞症	203	先天性葉酸吸收不全	244	特発性大腿骨頭壊死症
163	進行性骨化性線維異形成症	204	前頭側頭葉変性症	245	特発性多中心性キャッスルマン病
164	進行性多巣性白質脳症	205	早期ミオクロニーグローバル症	246	特発性門脈圧亢進症

247	特発性両側性感音難聴	287	皮膚筋炎／多発性筋炎	327	慢性再発性多発性骨髓炎
248	突発性難聴	288	びまん性汎細気管支炎	328	慢性睥炎
249	ドラベ症候群	289	肥満低換気症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
250	中條・西村症候群	290	表皮水疱症	330	ミオクロニー欠神てんかん
251	那須・ハコラ病	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
252	軟骨無形成症	292	VATER症候群	332	ミトコンドリア病
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	293	ファイファー症候群	333	無虹彩症
254	22q11.2欠失症候群	294	ファロー四徴症	334	無脾症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫	295	ファンコニ貧血	335	無βリポタンパク血症
256	尿素サイクル異常症	296	封入体筋炎	336	メープルシロップ尿症
257	ヌーナン症候群	297	フェニルケトン尿症	337	メチルグルタコン酸尿症
258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	298	フォンタン術後症候群	338	メチルマロン酸血症
259	ネフロン癆	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	339	メビウス症候群
260	脳クレアチン欠乏症候群	300	副甲状腺機能低下症	340	メンケス病
261	脳膜黄色腫症	301	副腎白質ジストロフィー	341	網膜色素変性症
262	脳表ヘモジデリン沈着症	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	342	もやもや病
263	膿瘍性乾癥	303	プラウ症候群	343	モワット・ウイルソン症候群
264	囊胞性線維症	304	プラダー・ウィリ症候群	344	薬剤性過敏症候群
265	パークリンソン病	305	ブリオン病	345	ヤング・シンプソン症候群
266	バージャー病	306	プロピオン酸血症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
268	肺動脈性肺高血圧症	308	閉塞性細気管支炎	348	4p欠失症候群
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	309	β-ケトチオラーゼ欠損症	349	ライソゾーム病
270	肺胞低換気症候群	310	ベーチエット病	350	ラスマッセン脳炎
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	311	ベスレムミオパシー	351	ランゲルハンス細胞組織球症
272	バッド・カリ症候群	312	ヘパリン起因性血小板減少症	352	ランドウ・クレフナー症候群
273	ハンチントン病	313	ヘモクロマトーシス	353	リジン尿性蛋白不耐症
274	汎発性特発性骨増殖症	314	ペリー症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
275	P C D H 19関連症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症	355	両大血管右室起始症
276	非ケトーシス型高グリシン血症	316	ペルオキソゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
277	肥厚性皮膚骨膜症	317	片側巨脳症	357	リンパ管筋腫症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
280	肥大型心筋症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	360	レーベル遺伝性視神経症
281	左肺動脈右肺動脈起始症	321	ホモシスチン尿症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	322	ポルフィリノ症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	363	レット症候群
284	ビックカースタッフ脳幹脳炎	324	マルファン症候群	364	レノックス・ガストー症候群
285	非典型溶血性尿毒症症候群	325	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	365	ロスマンド・トムソン症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

別表4 点字図書館

施設名	所在地	電話	FAX
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター 点字図書館	大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	6748-0609	6748-0631
大阪市立早川福祉会館	大阪市東住吉区南田辺1-9-28	6622-0123	6622-0020
日本ライトハウス 情報文化センター	大阪市西区江戸堀1-13-2	6441-0015	6441-0095

別表5 点字出版施設

施設名	所在地	電話	FAX
日本ライトハウス 点字情報技術センター	東大阪市森河内西2-14-34	6784-4414	6784-4417

別表6 市内障がい者入所施設

施設名	定員	〒	所在地	電話	FAX
千里みおつくしの杜 かしのみ寮／くりのみ寮	40／50	565-0874	吹田市古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134

別表7 市内計画相談支援事業所（特定相談支援・障がい児相談支援）

■JR以南地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
コスモス吹田	564-0027	朝日町3-305	4860-7910	4860-7911	(有)コスモス
サポートいちえ	564-0027	朝日町5-32 摂津ビル4F	6170-4711	6383-6925	(医)いちえ
あまいろ	564-0032	内本町2-6-20	7709-5503	7709-2459	合同会社あまいろ
くらしの支援センターみんなのき	564-0036	寿町2-18-3	6319-8965	6319-8366	(福)さつき福祉会
計画相談ねばーらんど	564-0026	高浜町7-7 ふくふくサポート office	6381-5002	6170-5830	(福)ふくふく福祉会

■片山・岸部地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
相談支援センターにじいろ	564-0003	天道町20-3 東原ビル202	6310-7772	6310-7785	合同会社日本ライフサポート
障がい児相談支援あん	564-0082	片山町1-17-1 マンション美弥101	7897-8617	7897-8617	合同会社あん
ソシエ	564-0082	片山町1-25-4	6339-3350	6339-6001	NPO法人ホッと
吹田市立こども発達支援センター 地域支援センター	564-0082	片山町2-11-40	6339-6105	6387-5734	吹田市
相談支援事業所あるて	564-0082	片山町4-16-11 作和ビル1F	6369-7061	6369-7068	(株)アルテ
相談支援事業所あゆみ	565-0841	上山手町56-25-101	7163-0126	7182-1548	(一社)ケアサポート
障がい者相談支援センター すてっぷ吹田	564-0073	山手町1-7-6-112	6155-7189	6155-7189	NPO法人ゆうハウス
寿楽荘ヘルパーステーション※	564-0001	岸部北4-9-3	6337-8400	6339-6628	(福)寿楽福祉会

■豊津・江坂・南吹田地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
相談支援事業所パワー※	564-0052	広芝町3-29 イックビル第三江坂604	6192-8008	6192-8009	(株)トレッドアース
ふくら相談支援	564-0062	垂水町1-5-33 豊津フレンド203	4798-5616	4798-5637	合同会社ふくら
あーす	564-0063	江坂町1-6-8 三功ビル100	6386-9108	6386-9120	シンセイ開発(株)

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
相談支援きりんといっしょ	564-0063	江坂町1-16-28 ハーヴェイスタ江坂202	6155-6866	6155-6886	(株)MASTERPIECE
シード	564-0041	泉町5-9-3-202	6190-6694	6190-6695	(福)のぞみ福祉会
メルシー吹田	564-0044	南金田2-12-1	6190-8377	6380-2250	(株)ビケンテクノ
相談支援センターこはく	564-0044	南金田2-22-25-405	7164-9642	7171-8184	合同会社マットマックス

■千里山・佐井寺地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
地域生活支援センターめい	565-0842	千里山東2-21-35 レコシールⅡ 102	6170-1783	6170-1786	(福)さつき福祉会
そらふねライフサポート	565-0851	千里山西6-63-27 千里オーハテツツウ203	6193-0801	6193-1166	(株)LPCエンタープライズ

■山田・千里丘地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
ほのかプラス相談支援事業所	565-0821	山田東4-7-3-1	4798-5101	4798-5102	合同会社ほのか
あんだんて	565-0823	山田南30-38-202	6877-5006	6319-8055	(一社)チャレンジド・サポート
相談支援センターぱっぽ	565-0824	山田西1-32-12-207	6170-2350	6170-1184	(福)こばと会
ケアステーションありす	565-0824	山田西3-21-14	6816-8113	6816-8105	(株)エナジーワン
いつき相談支援センター	565-0831	五月が丘東7-8-211	6155-6082	6155-6082	(株)イツキ
蓮華	565-0834	五月が丘北8-13-101	6310-0833	6310-0834	(株)関西リユース
どこもーど	565-0806	樅切山9-28	080-9743-4447	6310-0205	NPO法人Viewぶらす

■千里ニュータウン地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX	設置者
相談支援センターいと※	565-0863	竹見台3-6-25	6832-0010	6832-0050	メディカルライフジャパン(株)
千里みおつくしの杜 相談支援センター※	565-0874	古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134	(福)英芳会

(※は特定相談支援のみ)

別表8 市内障がい児福祉施設

●児童発達支援センター（医療型）

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
吹田市立こども発達支援センター わかたけ園	40	564-0082	片山町2-11-40	6388-0030	6388-8394	吹田市
吹田療育園	60	564-0013	川園町1-1	6382-5621	6317-1912	(福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会

●児童発達支援センター（福祉型）

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
吹田市立こども発達支援センター 杉の子学園	70	564-0082	片山町2-11-40	6387-5667	6387-5734	吹田市

●児童発達支援事業所（放課後等デイサービス）

■JR以南地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
ハッピーテラス吹田教室	10	564-0027	朝日町5-5 クレールメゾン1F	6382-5522	6382-5523	(株)ハートフルサービス
あおぞらクラブ1	10	564-0031	元町19-8 ヒックワニビル1F・2F	6170-4103	6170-4104	(福)さつき福祉会
あおぞらクラブ6	10	564-0031	元町26-7 ハツ元町1F	6170-4103	6170-4104	(福)さつき福祉会
音楽特化型コスモス・キッズ2	10	564-0032	内本町1-21-12-103	6381-8112	6381-8113	NPO法人吹田市音楽療法推進会 おんがく・さーくる・コスモス
児童デイサービスつばさ	10	564-0032	内本町3-26-32 プレアル吹田内本町201	6155-9922	6155-9933	(株)アルテ
福祉情報センター・ 共働事業所b-free	20	564-0033	東御旅町2-33-2	4860-5850	4860-5851	NPO法人 自立生活センター・FREE
とらんぽりん	10	564-0036	寿町2-21-5 1F	7181-6257	7181-6257	合同会社ひとりひとり
こねくと	10	564-0036	寿町2-26-9 藤原工業ビル3F	6381-1175	6155-8802	(株)シジマコーポレーション
スマールステップ吹田	10	564-0022	末広町7-21 末広ビル2F	6155-5284	6155-5287	(株)あけばの
ユアスペース第二教室	10	564-0022	末広町26-4 カリバーラ311	4860-7272	7632-4536	(一社)Your life
はるみやび	10	564-0028	昭和町3-2 アーバンサザン S1 102・103	090-8125-7816	-	合同会社まるちや
キッズいちえ	10	564-0028	昭和町6-6 阪田ハイ1B	6318-7607	6318-7608	(医)いちえ
放課後等デイサービスてちてち	10	564-0012	南正雀5-1-3	6319-3333	6319-3336	NPO法人まーも

■片山・岸部地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
れいんぼー	10	564-0003	天道町18-2	6369-0240	6369-0241	アンサンブル合同会社
エミアス原町	10	564-0004	原町2-38-1 サンシェール千里1F	6318-9685	6318-9686	(株)西都
アートチャイルドケア SEDスクールJR吹田駅前	10	564-0082	片山町1-1 イト吹田1番館202	4860-6911	4860-6933	アートチャイルドケア(株)
運動・言語療育School あみ吹田校	10	564-0082	片山町1-3-13 ロイヤルクイーンズパレス吹田片山202	7410-5631	7410-5631	(株)あみ
児童発達支援・放課後デイサービス たんぽぽのわたげ	10	564-0082	片山町1-31-20	070-9004-6481	-	(株)Bell
放課後デイらいと	5	564-0082	片山町2-16-4	6170-2630	6170-2630	合同会社らいと
運動・言語療育School あみ吹田片山校	10	564-0082	片山町3-31-1 Brave吹田駅前101	7653-0267	7653-0267	(株)あみ
児童デイサービスめぐみ	10	564-0082	片山町4-16-1	4860-6523	4860-6514	(株)アルテ
児童デイサービスあすか	10	564-0082	片山町4-16-11 作和ビル1F	6369-7091	6369-7068	(株)アルテ
柿の木坂の家	10	564-0083	朝日が丘町3-5	6388-7833	6388-7833	NPO法人吹田市民工ビーオー
マイスクール@あさひがおか	10	564-0083	朝日が丘町26-3 ロイヤルハイツ朝日が丘105	6155-6113	6155-6114	(株)ビザライ
ビビットキッズ豊津	10	564-0073	山手町1-7-30 メリヤン紀の国屋102	6318-5786	6318-5787	合同会社ビビットキッズ
児童発達支援ぽぽ	10	564-0002	岸部中1-24-34	6155-4070	6155-4073	合同会社ぽぽ
マナビズムSPEAK IN'吹田岸辺教室	10	564-0011	岸部南1-25-7-301	6318-5706	6318-5707	(株)manabism
アートチャイルドケア SEDスクール吹田けんと	10	564-0018	岸部新町3-33 patona吹田健都2F	6155-8612	6155-8613	アートチャイルドケア(株)
アートチャイルドケア SEDスクール吹田けんとPLUS+	10	564-0018	岸部新町3-33 patona吹田健都2F-4区画	6310-2406	6310-2408	アートチャイルドケア(株)

■豊津・江坂・南吹田地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
児童発達支援事業所 エデュキッズα	10	564-0052	広芝町4-34 江坂第一ビル2F	6193-7415	6193-7115	合同会社エデュケーション ・キッズパーク
こどもプラス大阪 3rd吹田江坂教室	10	564-0052	広芝町11-1 石田ビル1F	6310-7055	6310-7056	(株)ジーエル

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
マナビズム SPEAKIN'吹田江坂教室	10	564-0053	江の木町1-8 田中ビル603	6710-3093	6710-3094	(株)manabism
放課後等デイサービスこはく	10	564-0054	芳野町5-15 メゾン芳野1F	4980-6615	7176-2856	合同会社マットマックス
ねいろの森	10	564-0054	芳野町11-1 バウハウス2F	6318-6454	6319-8170	合同会社N1・ID
デイサービスアルプスの森	10	564-0054	芳野町16-3 2F	4860-6926	4860-6927	合同会社ミヤビ
こばんはうすさくら吹田教室	10	564-0062	垂水町1-7-6 杉林BLD2F	7182-9805	7182-9805	(株)ネオジーマ
のせ児童デイサービス	10	564-0062	垂水町1-28-6 リテラシー江坂ビル101	6155-5815	6155-5816	(株)乃瀬
エミアス江坂	10	564-0062	垂水町3-8-27 ハートフル江坂2F	6337-0301	6337-0302	(株)西都
アクロステクニカルカレッジ	10	564-0063	江坂町1-13-11 中央江坂ビル5F	6821-2787	6821-2788	有信アクロス(株)
児童クラブきりんの家	10	564-0063	江坂町1-16-28 ハーヴィスタ江坂203	6155-6663	6155-6886	(株)MASTERPIECE
コペルプラス江坂教室	10	564-0063	江坂町1-23-33 第7マイヤビル5F BC号室	6369-7471	6369-7471	(株)コペル
ウィズフォレスト	10	564-0063	江坂町2-11-14 エレガンス山本1F	6389-6280	6369-6281	(株)ステップアップ
kidsぶうめらん江坂町	10	564-0063	江坂町3-48-7	6319-9585	6319-9586	(有)鈴木製作所
フォトハウスEXTEND	10	564-0041	泉町1-14-18	6170-4810	6170-4815	(株)バランス
フォトハウス泉町	10	564-0041	泉町1-14-18 1F	6170-6195	6170-6196	(株)黒田
フォトハウス泉町キッズ	10	564-0041	泉町1-14-18 2F	6170-6160	6170-6161	(株)フォトハウス
Kidsさぽーとあかつき	10	564-0041	泉町1-17-18 パレ-泉102	6170-5000	6310-1420	(株)あかつき
音楽療法センターコスマスキッズ	10	564-0041	泉町2-32-30 ハイムあこ1F	6170-7228	6170-7229	NPO法人吹田市音楽療法推進会 おんがく・さーくる・コスマス
放課後等デイサービス ウィズ・ユー吹田	10	564-0041	泉町5-1-38	6310-1580	6310-1590	合同会社幸照
放課後等デイサービス サンティーパーブ南吹田教室	10	564-0043	南吹田1-18-25 1F	6319-5550	6319-5552	(株)ONE-HATTAN
放課後等デイサービス サンティーパーブ吹田教室	10	564-0044	南金田2-14-2	6337-6166	6337-6188	(株)ONE-HATTAN

■千里山・佐井寺地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
LIB吹田	5	564-0063	江坂町5-15-8 Lakia江坂アパートメント101	6330-8282	6330-8283	(株)LIBO
IQLino吹田校	10	565-0851	千里山西2-7-22 ハービューレ千里山参番館1F	6192-8623	-	LaZo(株)
サルビアジュニア緑地公園教室	10	565-0851	千里山西4-39 千里山ハーマンション2番街D棟9	6318-7133	6318-7134	(株)サルビア
そらふねfunfunクラブ	10	565-0851	千里山西6-63-27 千里ホークスティック202	6193-0801	6193-1166	(株)LPCエンタープライズ
放課後等デイサービスまめの木	10	565-0853	春日1-4-1 緑地マンション202	6310-8831	6310-8832	合同会社uNiverSe
児童デイサービスあおい鳥	10	565-0853	春日4-1-8 エクセル緑地公園1F	6310-7877	6310-7876	(株)石山商店
コペルプラスここいろ南千里教室	10	565-0836	佐井寺3-20-32 メモンドール南千里203	7410-8000	7410-8000	ブレンティグローバルリンクス(株)

■山田・千里丘地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
オールケア山田東	5	565-0821	山田東2-30-12 ロイヤルハイツ103	6878-2000	6878-2020	(株)オールケアライフ
ハッピーテラス山田東教室	10	565-0821	山田東4-12-10 西川マンション102	6876-7890	6876-7891	(株)ハートフルサービス
放課後等デイサービス HARU千里丘	10	565-0822	山田市場7-1 ハイツリバーコード203	6369-7213	6369-7216	(株)シーシー
はぐはぐ2nd	20	565-0823	山田南29-4 101・102・106	6318-6736	6319-8055	NPO法人ネクスト
リールスマディカル吹田山田	5	565-0824	山田西1-1-2 エクセル千里101	6816-2521	6816-2621	(株)ケア21
あおぞらクラブ4	10	565-0824	山田西3-80-3 OMKmichi201・202	6170-4103	6170-4104	(福)さつき福祉会
はぐはぐ	10	565-0832	五月が丘南8-11 サンヒルズ五月103	6310-0108	6319-8055	NPO法人ネクスト
Buddy Go!	10	565-0832	五月が丘南32-1 ハイツ櫛澤110・111	6337-2525	6337-2526	(株)ノーステール
リールスマイト吹田五月が丘	10	565-0832	五月が丘南32-7 サンシャイン五月が丘1F	6330-3012	6330-3013	(株)ケア21
ユアスペース	10	565-0833	五月が丘西7-1 アーバンビル204	6192-1777	7632-4536	(一社)Your life
こどもプラス大阪吹田教室	10	565-0834	五月が丘北5-10-105	6877-7280	6877-7281	(株)ジーエル

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
じゅえり	5	565-0834	五月が丘北8-13-102	6318-9610	6318-9611	(一社)木蓮
こはるびより	10	565-0834	五月が丘北8-13-201	6318-7970	6318-7971	(一社)共栄
わんピース	10	565-0834	五月が丘北8-13-301	6310-2822	6310-2827	(一社)ノア
なないろテラス	10	565-0834	五月が丘北8-13-302	0120-549-150	6318-7971	(株)共伸
こどもプラス大阪2nd	10	565-0801	青葉丘北13-1 ムデイハイム吹田青葉丘2F	6816-1555	6816-1556	(株)ジーエル
とこらぼ	10	565-0806	樺切山9-28	6310-0204	6310-0205	NPO法人Viewぷらす

■千里ニュータウン地域

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
カラフル佐竹台	10	565-0855	佐竹台1-2-1 好日荘1F	6318-9897	6318-9898	BAEPE合同会社
あおぞらクラブ5	10	565-0861	高野台1-6-13 1F	6319-9270	6319-9270	(福)さつき福祉会
リールきっず樹	10	565-0862	津雲台4-1-6	6836-5668	6836-5669	合同会社幸楽樹
児童デイサービスわかば2	10	565-0862	津雲台4-1-9 2F	4860-6417	4860-6418	NPO法人 障害児童見守りの場わかば
Coccoleto千里校	10	565-0862	津雲台4-1-11 津雲台近隣センター内	6105-8118	-	LaZo(株)
放課後等デイサービス HARU千里	10	565-0862	津雲台7-5-7 バルカーレ津雲台1F	6170-8813	6170-8838	(株)シーシー
オールケア北千里	5	565-0872	上山田1-12	6816-2770	6816-2760	(株)オールケアライフ
POSSE(ぽっせ	10	565-0874	古江台1-27-17	7177-7763	7182-2078	(福)大東若竹会
児童デイサービスわかば3	10	565-0874	古江台4-2-9 ウイング北千里ビル301	6170-8044	6170-4070	NPO法人 障害児童見守りの場わかば
あずきっこ	10	565-0874	古江台4-2-60 千里川元ビル204	6310-0475	6310-0479	(株)ここはる
ひなた北千里	10	565-0874	古江台5-1-1 ヒヌタ千里101	070-8402-0742	-	NPO法人 グローバルハッピー

●日中一時支援事業

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
あおぞらクラブ3	9	564-0031	元町19-8 ピックワンビル2F	6170-4103	6170-4104	(福)さつき福祉会
YY PLACE	8	564-0012	南正雀1-19-4	6734-5518	-	NPO法人 ワイワイセッション
ガーリックパイン	20	564-0082	片山町2-11-45-101	7181-2839	7181-2839	NPO法人Will
常照園短期入所センター	10	564-0063	江坂町3-40-23	6386-9722	-	(福)大阪西本願寺常照園
あおぞらクラブ2	13	565-0861	高野台1-6-13 2F	6319-9270	6319-9271	(福)さつき福祉会
日中一時支援事業わかば	10	565-0862	津雲台4-1-9	4860-6417	4860-6418	NPO法人 障害児童見守りの場わかば

●児童養護施設

事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
常照園	60	564-0063	江坂町3-40-24	6386-9722	6386-9722	(福)大阪西本願寺常照園
松柏学園	35	564-0063	江坂町4-20-1	6368-6010	6384-6515	(福)松柏学園

別表9 市内通所系サービス事業所

事業名称	事業の内容
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労移行支援 (就労移行)	一般企業等への就労を希望する方に一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型 (就労継続 A)	企業等に就労することは困難であるが、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方に生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 B型 (就労継続 B)	一般企業への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的又は精神障がいを有する方に入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び支援を行います。

■JR以南地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
生活訓練	わあくワーク	20	564-0027	朝日町5-32 摂津ビル4F	6381-7671	6383-6925	(医)いちえ
生活訓練	このゆびとまれ	20	564-0036	寿町1-4-28	6317-5003	6317-5003	(福)コミュニティキャンパス
就労移行	就労移行支援セルポート吹田	20	564-0027	朝日町27-14 M's吹田松岡ビル603	6318-7499	6318-7499	(株)セルポート
就労移行	就労支援センターみち	10	564-0032	内本町2-2-5 旭トワー	6319-7831	6319-7838	(福)さつき福祉会
就労移行	コミキャン就労総合センター	10	564-0036	寿町1-6-7 2F	6382-1221	6382-1221	(福)コミュニティキャンパス
就労継続 B	就労支援センターみち	18	564-0032	内本町2-2-5 旭トワー	6319-7831	6319-7838	(福)さつき福祉会
就労継続 B	吹田授産場喫茶タイプ	10	564-0036	寿町2-17-7	6381-5828	6381-5828	(福)吹田授産場
就労継続 B	工房ヒューマン	10	564-0023	日の出町9-3 辰巳藤本ビル2F	4860-9100	4860-9101	(福)ヒューマン福祉会
就労継続 B	ドリーマーぷくぷく	20	564-0025	南高浜町1-17-2	6317-0661	6317-0936	(福)ぷくぷく福祉会
就労継続 B	あかね共同作業所	20	564-0025	南高浜町21-17	6383-6219	6383-6220	(福)あかね福祉会
就労継続 B	ポコポコ亭	10	564-0027	朝日町18-12	6317-3901	6317-3901	(福)コミュニティキャンパス
就労継続 B	スーリール	20	564-0028	昭和町1-27	4980-6101	4980-6101	NPO法人ほほえみ

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
就労継続B	ほほえみ	25	564-0028	昭和町6-9	4860-7822	4860-7824	NPO法人ほほえみ
生活介護	福祉情報センター・共働事業所b-free	20	564-0033	東御旅町2-33-2	4860-5850	4860-5851	NPO法人 自立生活センター・F R E E
生活介護	コミキャン就労総合センター	30	564-0036	寿町1-6-7 1F	6310-1518	6382-0501	(福)コミュニティキャンパス
生活介護	アトリエぷらす	20	564-0036	寿町1-18-3	5317-5003	5317-5003	(福)コミュニティキャンパス
生活介護	ぷくぷくワールド	35	564-0036	寿町2-17-17	6317-5588	6317-5320	(福)ぷくぷく福祉会
生活介護	第2コミュニティキャンパス	20	564-0039	清和園町22-4 山本ビル1F	4860-1771	4860-1771	(福)コミュニティキャンパス
生活介護	吹田授産場	10	564-0023	日の出町7-15	6382-5938	6381-3772	(福)吹田授産場
生活介護	工房ヒューマン	8	564-0023	日の出町9-3 バス藤本ビル2F	4860-9100	4860-9101	(福)ヒューマン福祉会
生活介護	吹東町コミュニティキャンパス	40	564-0014	吹東町20-2	6383-2299	6383-2299	(福)コミュニティキャンパス

■片山・岸部地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
就労継続A	あっとワーク	10	564-0004	原町3-3-7-101	6170-7270	6170-7151	(株)フロンティア
就労継続B	北摂聴覚障害者センター ほくほく	20	564-0002	岸部中3-13-4	6387-2015	6387-2100	(福)大阪聴覚障害者福祉会
生活介護	さつき障害者作業所	42	564-0072	出口町19-1	6389-0606	6386-5152	(福)さつき福祉会
生活介護	吹田市立総合福祉会館	20	564-0072	出口町19-2	6339-1201	6339-1202	吹田市
生活介護	なつにれ	20	564-0082	片山町1-20-13 SS Kセンタービル1F・2F	6388-0788	6388-0788	合同会社らいと
生活介護	第2Nigella	20	564-0082	片山町2-16-6	7165-7536	7165-7536	NPO法人Will
生活介護	吹田つながりの場はるにれ	14	564-0083	朝日が丘町36-8-C	6821-4849	6821-4849	合同会社らいと
生活介護	コスモス吹田作業所	20	565-0841	上山手町1-29	6386-0012	6386-0012	(福)コスモス福祉会
生活介護	いつきデイサービス	20	565-0841	上山手町8-4-101	6155-7552	6155-7504	(株)イツキ
生活介護	スマイルぷくぷく	20	564-0002	岸部中1-19-19	6337-8050	6337-8840	(福)ぷくぷく福祉会

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
生活介護	リターン工房	24	564-0002	岸部中3-26-5	6337-5342	6318-5354	(福)ぷくぷく福祉会
生活介護	ガンバコミキヤン	20	564-0002	岸部中5-5-3	6190-4462	6190-4462	(福)コミュニティキヤンパス

■ 豊津・江坂・南吹田地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
生活訓練	自立センターえさか	20	564-0051	豊津町18-37 江坂ビジネスゾーン201、他	6190-5413	6190-5412	(株)江坂-起業家支援センター
生活訓練	学び場パレット	14	564-0063	江坂町2-2-9 紙谷第7ビル201	6310-1658	6310-1659	(株)イロドリプラス
生活訓練	就労支援事業所フレイ第2	6	564-0044	南金田2-6-25	6155-8806	6310-8860	(一社)フレイ
就労移行	センティア江坂事務所	10	564-0051	豊津町14-10 丸萬ビル601	6170-6485	6170-6486	エヌケイスタッフィング(株)
就労移行	アクロステクニカルカレッジ	20	564-0063	江坂町1-13-11 中央江坂ビル5F	6821-2787	6821-2788	有信アクロス(株)
就労移行	学び場パレット	6	564-0063	江坂町2-2-9 紙谷第7ビル201	6310-1658	6310-1659	(株)イロドリプラス
就労継続A	センティア江坂事務所	10	564-0051	豊津町14-10 丸萬ビル601	6170-6485	6170-6486	エヌケイスタッフィング(株)
就労継続A	ライム	20	564-0051	豊津町60-9 イケル江坂1F	6155-4110	6155-4110	(株)SP UNIT
就労継続A	ジャスワーク	30	564-0053	江の木町17-37-203	7777-2040	6170-2846	合同会社ジャスワーク
就労継続A	ほんのきもち	20	564-0062	垂水町3-18-9 1-コ-ビル501	6318-7822	6318-7822	(一社)ユニオンブックス
就労継続A	サポートステーションジラフ	10	564-0063	江坂町1-16-28 ハーヴェンタ江坂204	6155-6834	6155-6886	(株)MASTERPIECE
就労継続A	レモン	20	564-0063	江坂町1-23-43	6170-3680	6170-3680	(株)SP UNIT
就労継続A	フォレストリバー	20	564-0041	泉町2-47-8	6821-7459	4861-3400	フォレストリバー(株)
就労継続A	就労支援事業所フレイ	10	564-0045	金田町5-39	6155-8806	6310-8860	(一社)フレイ
就労継続B	ステップ	20	564-0054	芳野町8-4	6330-8840	6330-8841	NPO法人ダ・カ一歩
就労継続B	あかり	20	564-0044	南金田1-4-11 寿恵広マンション102	7897-9978	7897-9401	Akari(株)
就労継続B	たいよう	20	564-0044	南金田2-8-5	6192-9620	6192-9621	(株)カーニバル

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
就労継続 B	就労支援事業所フレイ	20	564-0045	金田町5-39	6155-8806	6310-8860	(一社)フレイ
生活介護	ティサービスアルプスの森	10	564-0054	芳野町16-3 1F	6155-5431	6155-7431	合同会社ミヤビ
生活介護	のぞみ共同作業所	12	564-0041	泉町5-9-6	6310-0345	6310-0345	(福)のぞみ福祉会
生活介護	アトリエゆうハウス	10	564-0041	泉町5-11-12 リーサイト 豊津511	6389-9660	6389-9660	NPO法人ゆうハウス
生活介護	花音工房	20	564-0043	南吹田5-21-9	6386-8710	6384-0728	NPO法人花音
生活介護	みんなの森	20	564-0044	南金田1-1-34	6380-0020	6380-0021	(株)令和福祉会
生活介護	amoRoom	20	564-0044	南金田2-14-4-1	7897-8647	7897-8648	(株)アモル
生活介護	就労支援事業所フレイ第2	15	564-0044	南金田2-6-25	6155-8806	6310-8860	(一社)フレイ
生活介護	集いの場ふりーばーど	40	564-0071	西の庄町4-33	6369-7097	6369-7098	(福)さつき福祉会

■千里山・佐井寺地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
生活訓練	サポートセンターフルハウス	20	565-0842	千里山東2-22-14 ホーム千里山201	6339-6760	-	NPO法人フルハウス
生活介護	吹田自立の場はあてー	10	565-0842	千里山東4-19-13	6385-9828	6385-9828	(福)はあて
生活介護	Nigella	20	565-0851	千里山西1-27-11	6330-4280	6330-4280	NPO法人Will
生活介護	ワークセンターくすの木	45	565-0836	佐井寺3-3-1	6378-9770	6378-9771	(福)さつき福祉会

■山田・千里丘地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
就労継続 B	くわいふあくとりー	20	565-0832	五月が丘南8-11-101	6170-6167	6170-6167	合同会社ゆうき企画
生活介護	スペース	20	565-0823	山田南29-4 101・102・104	6877-5323	6319-8055	NPO法人ネクスト
生活介護	第二さつき障害者作業所	60	565-0824	山田西2-13-8	6878-2090	6876-8927	(福)さつき福祉会
生活介護	第1ヒューマン	20	565-0831	五月が丘東2B 116・117	6875-8515	6875-8515	(福)ヒューマン福祉会
生活介護	ワークショップアリスの家	20	565-0831	五月が丘東7-8	6821-7464	6821-7464	(福)アリス福祉会

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
生活介護	テラス・フォーシーズンズ	29	565-0831	五月が丘東7-8-107	6318-6002	6318-6195	(福)英芳会
生活介護	きらめき	20	565-0832	五月が丘南9-10-101	6385-2713	6385-2713	(福)のぞみ福祉会
生活介護	デイサービス・一心	20	565-0801	青葉丘北13-1 メロディ仙吹田青葉丘102	6877-1627	6877-1628	(株)一心

■千里ニュータウン地域

事業	事業所名	定員	〒	所在地	電話	FAX	設置者
就労移行	ワークセンター千里	6	565-0874	古江台6-2-5	6831-2862	6831-2782	(福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
就労継続B	遊ゆうかばちゃのお家	20	565-0855	佐竹台2-5-3	6872-3318	6872-3318	NPO法人かばちゃ畠
就労継続B	第二かばちゃのお家	10	565-0874	古江台2-10-13	6872-6233	6872-6233	NPO法人ぱれっと
就労継続B	ワークセンター千里	44	565-0874	古江台6-2-5	6831-2862	6831-2782	(福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
就労継続B	サフラン	20	565-0875	青山台2-1-9	6873-2178	6873-2178	(福)のぞみ福祉会
生活介護	ブルーリボン	10	565-0855	佐竹台4-11-15	6337-4433	6337-4433	(福)のぞみ福祉会
生活介護	リールそれいゆ	20	565-0861	高野台1-6-3 ロイヤルコート1F	6836-6200	7171-5616	(一社)幸仁福祉会
生活介護	吹田市立障害者支援交流センターあいほうぶ吹田	60	565-0826	千里万博公園12-27	6816-6895	6816-6895	(福)さつき福祉会
生活介護	オールケア北千里	5	565-0872	上山田1-12	6816-2770	6816-2760	(株)オールケアライフ
生活介護	第二かばちゃのお家	10	565-0874	古江台2-10-13	6872-6233	6872-6233	NPO法人ぱれっと
生活介護	千里みおつくしの杜 かしのみ寮	60	565-0874	古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134	(福)英芳会
生活介護	千里みおつくしの杜 くりのみ寮	50	565-0874	古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134	(福)英芳会

別表10 市内訪問系サービス事業所

■JR以南地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
コスモス吹田	564-0027	朝日町3-305	4860-7910	4860-7911
訪問介護ステーションはーとふる吹田駅前	564-0027	朝日町5-29	6318-2202	6318-2203
かがやき訪問介護サービス	564-0027	朝日町23-14	6318-1881	6318-1888
ニチイケアセンター吹田	564-0027	朝日町27-14 松岡ビル3F	4860-8161	4860-8163
おたがいさま倶楽部吹田事業所	564-0032	内本町2-2-29 GS】-ト内本町101	6155-9057	6155-9067
サポートベース凜	564-0032	内本町3-1-5	6381-5175	6381-5176
特定非営利活動法人自立生活センター・FREE	564-0033	東御旅町2-33-2	4860-8766	4860-8767
訪問介護ステーションHIBISU吹田	564-0033	東御旅町9-19	6310-0140	6310-0141
ケアスイート吹田	564-0034	西御旅町3-21	6317-8118	6317-8119
ヘルパーステーションみんなのき	564-0036	寿町2-18-3	6319-8965	6319-8366
ワイズベース訪問介護	564-0023	日の出町16-6-101	6318-2207	6318-2208
訪問介護ステーションフリージア	564-0024	高城町16-8	6310-0771	6310-0168
ヘルパーステーションあいかわ	564-0025	南高浜町32-19	6317-6032	6317-0521
ケア21岸辺	564-0026	高浜町6-8 サンラウンドハイツ102	6317-0721	6317-0821
居宅介護事業所さんいち	564-0026	高浜町9-2 中央ビルC-1	6170-9061	6170-9062
クローバー・ケアサポート	564-0026	高浜町10-17 吹田メテカルビル1F	6105-9888	6105-9889
土屋訪問介護事業所吹田センター	564-0012	南正雀2-20-26	6318-6775	6318-6775
ホームヘルプサービスハピネスさんあい	564-0015	幸町22-5	4860-8220	4860-8233

■片山・岸部地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
まこと介護支援センター	564-0004	原町4-2-4	6368-7322	6368-7322

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
ヘルパーステーションともに	564-0004	原町4-22-41 グランデール202	7177-2846	7177-2846
ケアセンターいわみ	564-0082	片山町1-3-1 エド吹田2番館402	6337-7200	6337-7270
ヘルパーステーションポポロ	564-0082	片山町1-25-4	6339-3350	6339-6001
かなで～るケアサービス	564-0082	片山町3-2-33 ナカルビル3F	6170-9263	6170-9265
愛テレサヘルパーステーション	564-0082	片山町3-33-9 マツモトマンション303	6339-2326	6369-7148
ケアステーションあいうえお	564-0082	片山町4-27-32	6386-0101	6339-7730
ハッピースタッフ吹田	564-0083	朝日が丘町13-1 B1F	6368-7090	6368-7096
ヘルパーステーションコスモス	565-0841	上山手町1-29	6369-7081	6369-7081
いつき介護支援センター	565-0841	上山手町8-4-101	6155-7552	6155-7504
障害福祉サービス事業高寿園(居宅介護)	564-0073	山手町1-1-1	6389-2751	6387-2243
ハート介護サービス吹田	564-0073	山手町1-8-13 1F事務所	6339-9067	6339-9068
スーパー・コート吹田訪問介護事業所	564-0073	山手町4-14-6 山手式番館101	6310-4852	6310-4853
未来航路・吹田ヘルパーステーション	564-0001	岸部北2-4-20-402	6319-8135	6319-8136
ニチイケアセンターきしべ	564-0001	岸部北3-3-2	6310-7085	6310-7086
ヘルパーステーションヤドカリ	564-0001	岸部北3-26-3	6192-8339	6192-8330
寿楽荘ヘルパーステーション	564-0001	岸部北4-9-3	6337-8400	6339-6628
桜花ケアサービス	564-0001	岸部北5-46-1 グランデージ千里105	7708-5065	7635-8365
ケアステーションながわ	564-0001	岸部北5-46-1 グランデージ千里202	6877-5532	6170-6768
ヘルパーステーションあす～る吹田	564-0002	岸部中1-7-11 光マンション101	6155-7310	6155-7311
ヘルプセンターぷくぷく	564-0002	岸部中1-28-12	6105-9004	6105-9014
訪問介護ステーションはーとふる健都	564-0002	岸部中2-18-1	6386-4555	6386-4556
らいふさぽーとヘルパーステーション	564-0002	岸部中4-21-10	4860-6889	4860-6865

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
ヘルパーステーションちいさな手	564-0011	岸部南1-21-7	6319-2227	6319-2212
がじゅまるヘルパーステーション	564-0011	岸部南2-34-14 ポブテ201	4860-2800	4860-2921

■ 豊津・江坂・南吹田地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
スマイルせわ	564-0051	豊津町2-22-501	6338-7022	6338-7025
AMケア江坂	564-0052	広芝町3-29 イックビル第3江坂401	6193-0800	6193-0808
ホームヘルプサービスパワー	564-0052	広芝町3-29 イックビル第3江坂604	6192-8008	6192-8009
いのうえヘルパーステーション	564-0053	江の木町14-11	6386-7821	6386-1541
ふくらケアサポート	564-0062	垂水町1-5-33 豊津フレンド203	4798-5616	4798-5637
かすみそうホームケア	564-0062	垂水町1-43-3	6338-6555	6338-6554
ニチイケアセンター垂水町	564-0062	垂水町3-4-27 山本ビル201	6190-6778	6190-6827
ヘルパーステーションCarnelian	564-0062	垂水町3-16-39 グラントオーツ211	6170-4429	6170-4429
あーす	564-0063	江坂町1-6-8 三功ビル100	6386-9108	6386-9120
ケアステーションきりんがいくよ	564-0063	江坂町1-16-28 ハーヴィタ江坂202	6155-6831	6155-6886
(株)やさしい手江坂訪問介護事業所	564-0063	江坂町1-17-26 エスプリ江坂4F	050-1751-5948	050-3730-7770
ヘルプサービスセイハロー	564-0063	江坂町1-23-17 喜巴ビル301	6385-4102	6385-4166
オールケアベルヴェナ吹田	564-0041	泉町1-4-3-105	6155-8366	6155-8388
さくらそう吹田	564-0041	泉町1-23-15 第八閑根マンション201	6192-7005	6192-7006
ヘルパーステショントバーズ	564-0041	泉町5-1-1 大幸ビル206	6338-8081	6338-8081
特定非営利活動法人生活ネットワーク虹	564-0041	泉町5-25-11	6389-4700	4861-8899
訪問介護一休江坂	564-0043	南吹田5-33-1 グランエスト江坂101Ⅱ	6170-1941	6170-1941
壱心ヘルパーステーション	564-0044	南金田1-2-9-402	7410-3177	6836-7267

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
ケア21吹田	564-0044	南金田2-4-16	6192-8220	6192-8221
メルシー吹田	564-0044	南金田2-12-1	6190-8377	6380-2250
あもるケアサービス	564-0044	南金田2-14-4-1	7897-8647	7897-8648

■千里山・佐井寺地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
旬	565-0842	千里山東1-17-29	6368-9980	6368-9981
ヘルパーステーションマヨ	565-0842	千里山東2-20-4	6170-1784	6170-1786
自立へるぷ・はあてー	565-0842	千里山東4-19-13	6389-8777	6385-9828
かけはし	565-0843	千里山松が丘10-25	6388-3993	6388-3997
千里山東ヘルパーステーション	565-0851	千里山西1-27-9	6380-3915	6170-9411
エルケア(株)エルケア千里山ケアセンター	565-0851	千里山西1-41-12 クリアсос千里山12	6339-2422	6339-2423
寿楽荘千里山西ヘルパーステーション	565-0851	千里山西2-13-2	6337-8001	6337-8489
ケアステーション千里	565-0851	千里山西5-47-17 千里山ハイツ101	7222-2992	7222-2992
プレーゴ緑地公園ヘルパーステーション	565-0852	千里山竹園1-29-1	4861-3138	6170-1231
あさりケアサービス	565-0853	春日1-1-1 TATSUMI緑地公園506	7898-5612	7173-6727
まめと訪問介護	565-0836	佐井寺1-1-4	6318-9710	6318-9711
あゆむケアセンター	565-0836	佐井寺3-1-25	6155-8206	6155-8216
ケアスイート千里山	565-0837	佐井寺南が丘12-21	6388-0303	6388-9899

■山田・千里丘地域

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
ケアステーションフクちゃん	565-0821	山田東1-10-34 ライジングビル新小川103	6877-2973	6877-2983
Kファースト	565-0821	山田東1-18-10 メモン・ド・レボリュージュ206	4798-5012	4798-5013
ハートフル・ケア居宅介護支援センター訪問介護事業部	565-0821	山田東2-10-6 高橋ヒル2F	6876-8020	6876-8099

事業所名	〒	所在地	電話	FAX
介護ステーションスマイル訪問介護事業部	565-0821	山田東2-43-6	6816-1313	6816-1888
ケア21山田	565-0821	山田東4-8-21 辻本ビル2F	6877-3321	6877-4021
訪問介護事業所まいんぐ	565-0821	山田東4-7-4	7506-6775	7506-8741
特定非営利活動法人ライフサポートりばん	565-0821	山田東4-9-16	6816-8071	6816-7588
ニチイケアセンター山田	565-0821	山田東4-10-3 コモン山田イスト105	6816-9961	6877-6903
介護ステーションひまわり	565-0821	山田東4-11-10 ノアズアーヴ千里山田203	6878-2778	6878-2778
(株)エリアライズジャパン訪問介護ひなた	565-0824	山田西1-2-3	6318-5301	6318-5302
いのこの里ヘルパーステーション	565-0824	山田西1-26-27	6877-7020	6816-5111
ケアステーションあります	565-0824	山田西3-21-14 1F	6816-8113	6816-8105
イリヤ福祉サービスすいた	565-0832	五月が丘南9-10 ブルワール五月が丘202	6821-6666	6821-6668
ステーションそよかぜ	565-0832	五月が丘南11-12	6190-5681	6190-5691
太陽介護センター	565-0832	五月が丘南22-6	6821-0154	6821-0154
「らんぷ」介護サービスセンター	565-0834	五月が丘北3-15 グリーンフロア206	6877-6161	6877-6161
ヘルパーステーション吹田の風	565-0834	五月が丘北13-1	6816-7001	6816-7009
サニーヒル介護センター	565-0834	五月が丘北14-7 第3吉川コ-ホ203	6170-2605	6170-2670
まごころ介護べっぴんさん	565-0816	長野東11-16 第1セントラルハイツ1F	4864-9988	4864-9989
ケア21千里丘	565-0816	長野東12-32 イスト千里丘	6816-8421	6875-5621
支援ラボkai	565-0805	清水10-1 レジデンス1号棟106	6310-2180	6310-2181
訪問介護サービスtete	565-0806	樺切山4-3 2F	6170-1117	6875-1011

■千里ニュータウン地域

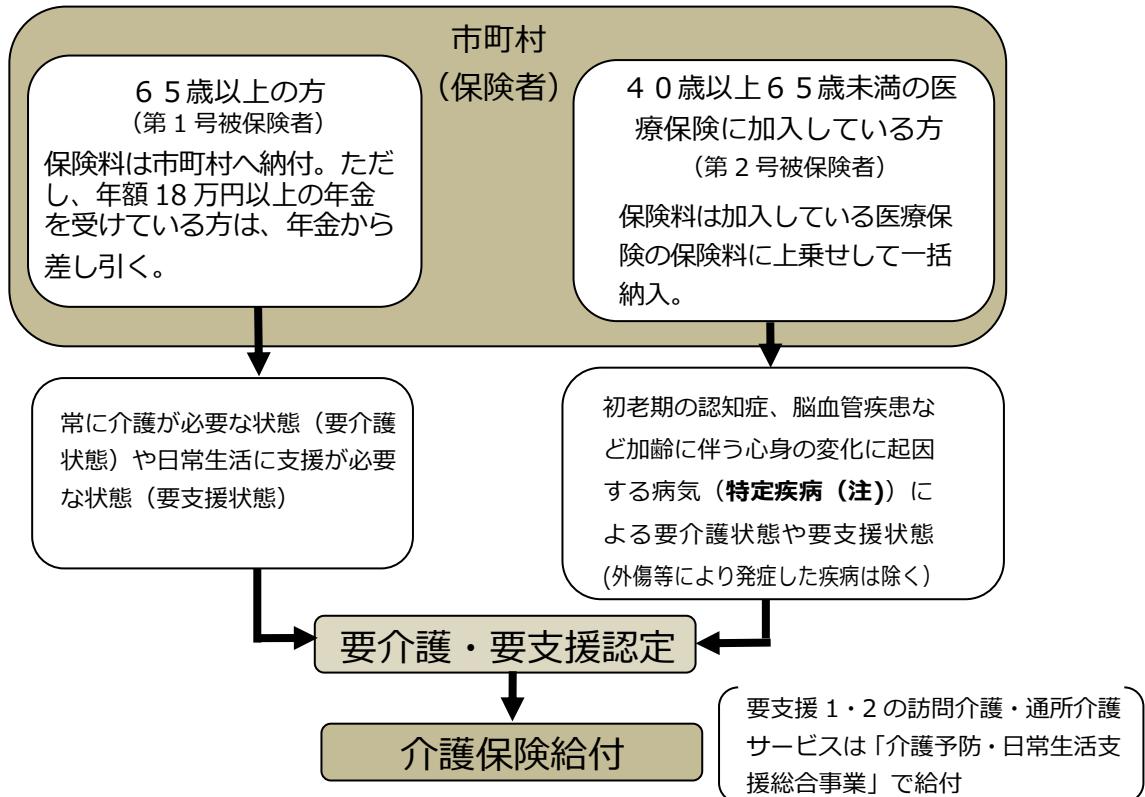
事業所名	〒	所在地	電話	FAX
ニチイケアセンター南千里	565-0861	高野台1-6-2-104	6836-6565	6872-3677
つくもヘルパーステーション	565-0862	津雲台4-7-2	6873-7773	6873-7774
ヘルパーステーションエブリディ	565-0862	津雲台7-5-203 三国タイルビル	6170-6071	6170-6061
大阪広域	565-0873	藤白台2-1-17-101	050-3636-7296	042-452-8029
ケアステーションL(える)	565-0873	藤白台2-9-1-115	6835-7678	6835-7667
ニチイケアセンター北千里	565-0874	古江台4-2-25-202	6836-3257	6836-3267
(福)英芳会ヘルパーステーション「サニー」	565-0874	古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134
リードヘルパーステーション	565-0875	青山台2-1-1 2F	6873-9201	6835-5255

介護保険と障がい者福祉施策

介護保険はどういう制度ですか

介護保険制度は

- 介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組み。
- 保険料を負担し、介護サービスが必要な時に保険給付を受けることができる社会保険の仕組み。



(注) 特定疾病的範囲

- | | | |
|--|--|---------------------------------|
| ・筋萎縮性側索硬化症 | ・早老症(ウエルナー症候群など) | ・閉塞性動脈硬化症 |
| ・後縦靭帯骨化症 | ・糖尿病性神經障害、糖尿病 | ・関節リウマチ |
| ・骨折を伴う骨粗しょう症 | ・性腎症及び糖尿病性網膜症 | ・慢性閉塞性肺疾患
〔肺気腫、慢性気管支炎など〕 |
| ・多系統萎縮症 | ・脳血管疾患
(脳出血、脳梗塞など) | ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う
変形性関節症 |
| ・初老期における認知症
〔アルツハイマー病、血管性
認知症など〕 | ・進行性核上性麻痺、大脳皮質
基底核変性症及びパーキンソン病
(パーキンソン病関連疾患) | ・がん(がん末期) |
| ・脊髄小脳変性症 | | |
| ・脊柱管狭窄症 | | |

- 40歳以上であれば、以下の介護保険適用除外施設に入所している方を除き、障がい者や難病等患者の方も被保険者になります。

介護保険適用除外施設

- ・障がい者支援施設
- ・労災特別介護施設
- ・重症心身障がい児施設
- ・救護施設〔生活保護法の施設〕

など

障がい者(児)に対する福祉サービスと介護保険のサービスについて

障がい者（児）に対する福祉サービスの主なものは、次のとおりです。

居宅介護（ホームヘルプ）	就労移行支援
重度訪問介護	就労継続支援
同行援護	就労定着支援
行動援護	共同生活援助（グループホーム）
療養介護	自立生活援助
生活介護	相談支援
放課後等デイサービス	自立支援医療
短期入所（ショートステイ）	補装具
重度障がい者等包括支援	移動支援事業
施設入所支援	地域活動支援センター
自立訓練	福祉ホーム
宿泊型自立訓練	

介護保険のサービスの主なものは、以下のとおりです。

訪問介護 (要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業で提供)	福祉用具貸与 居宅介護支援
訪問入浴介護	住宅改修費の支給
訪問看護	地域密着型サービス
訪問リハビリテーション	介護老人福祉施設
居宅療養管理指導	介護老人保健施設
通所介護 (要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業で提供)	介護医療院 介護療養型医療施設
通所リハビリテーション	介護予防サービス
短期入所生活介護	地域密着型介護予防サービス
短期入所療養介護	介護予防支援
特定施設入居者生活介護	
特定福祉用具販売	

上記のうち、障がい者に対する福祉サービスと介護保険のサービスとで共通のものは、原則として介護保険から受けていただくこととなります。

また、それぞれのサービスの内容・受給の手続方法等の詳細については、市の担当窓口にてお問い合わせください。

編集・発行 吹田市福祉部障がい福祉室
所 在 地 吹田市泉町1丁目3番40号
電 話 06-6384-1346～9 (直通)
06-6170-4816 (直通)
ファックス 06-6385-1031
発行年月 令和5年4月

【手帳交付、手当、助成等／重度障がい者医療、自立支援医療等】(116番窓口)

TEL : 06-6384-1347 Mail : kyufu-shogai@city.suita.osaka.jp

【基幹（支給決定）・支給管理】(115番窓口)

TEL : 06-6384-1348・1346 Mail : kikan-shogai@city.suita.osaka.jp

この冊子は2,000部作成し、1部当たりの単価は132円です。